

令03原機(温H)008  
令和4年1月7日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の原子炉施設  
[HTTR (高温工学試験研究炉)] に係る定期事業者検査の開始報告について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の原子炉施設 [HTTR (高温工学試験研究炉)] について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第29条第1項の規定に基づく定期事業者検査を開始しますので、同法同条第3項の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

## 記

### 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所	茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名	理事長 児玉 敏雄

### 2. 試験研究用等原子炉施設を設置した事業所の名称及び所在地

名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(北地区)
所 在 地	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

### 3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象	H T T R (高温工学試験研究炉)
検査の方法	別添 1「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 [H T T R (高温工学試験研究炉)] 原子炉施設定期事業者検査 計画」に示すとおり。
検査の期日	令和 4 年 4 月 11 日 ~ 令和 5 年 2 月 28 日

### 4. 予定の概要

別添 1「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 [H T T R (高温工学試験研究炉)] 原子炉施設定期事業者検査計画」に示すとおり。

## 添付書類

### 1. 定期事業者検査の計画

○定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定時期

別添 1「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所〔H T T R（高温工学試験研究炉）〕原子炉施設定期事業者検査計画」に定期事業者検査の項目及び検査実施予定時期を示す。

○定期事業者検査期間中に実施する工事

該当なし。

○前回の定期事業者検査からの変更点

初回開始報告のため該当なし。

### 2. 試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

○試験研究用等原子炉施設の施設管理目標

別添 2「令和 3 年度 施設管理の目標の計画（対象施設：H T T R 原子炉施設及びH T T R 使用施設）」のとおり。

○施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

別添 3「施設管理の定量的な目標（施設管理の重要度が高い系統）」のとおり。

### 3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

#### イ 施設管理実施計画の始期及び期間

令和 4 年 4 月 11 日から次の定期事業者検査を開始する日の前の日まで。

#### ロ 試験研究用等原子炉施設の工事の方法及び時期

・広領域中性子検出器の交換（時期：令和 4 年 8 月～令和 4 年 12 月）

広領域中性子検出器 3 個の交換を実施し、使用前事業者検査を実施する。

・安全避難通路等のうち非常用照明の更新（時期：令和 4 年 11 月）

安全避難通路等のうち非常用照明の更新を実施し、使用前事業者検査を実施する。

#### ハ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

別添 1「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所〔H T T R（高温工学試験研究炉）〕原子炉施設定期事業者検査計画」及び別添 4「H T T R 原子炉施設 施設管理実施計画（設備保全整理表、検査要否整理表）」のうち（検査要否整理表、設備保全整理表）」のとおり。

#### ニ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

別添 4「H T T R 原子炉施設 施設管理実施計画（設備保全整理表、検査要否整理表）」の「VI 工事及び点検等を実施する際の保安確保のための措置」のとおり。

### 4. 第三条の九第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）

「一定の期間」として「十二月」を設定し、その期間が満了するまでの間、技術基準に適合している状態を維持するかどうかは、これまでの点検等の結果に基づき判定する。

5. 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容 に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類  
初回の開始報告のため該当なし。
6. 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類  
初回の開始報告のため該当なし。
7. 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容 （一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、第三条の九第三 項各号に掲げる以下の事項
  - 一 試験研究用等原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向  
初回の開始報告のため該当なし。
  - 二 試験研究用等原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果  
初回の開始報告のため該当なし。
  - 三 試験研究用等原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該試験研究用等原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）  
初回の開始報告のため該当なし。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所  
 [HTTR (高温工学試験研究炉)] 原子炉施設定期事業者検査計画

技術基準	施設区分	設備、機器等		検査項目	定期事業者検査予定
第8条 (外部からの衝撃による損傷の防止)	一般構造	避雷設備 (避雷針) 火山対策 (資機材) 森林火災対策 (防火帯) 竜巻対策 (飛来物管理)		保安記録確認検査 (保安活動)	令和5年1月
第9条 (試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)	原子炉本体	原子炉建家		保安活動	令和5年1月
第10条 (試験研究用等原子炉施設の機能)	原子炉本体			冷却材飽和値確認検査	令和5年2月
	原子炉本体			総合検査	令和5年2月
	原子炉本体			原子炉停止余裕検査	令和5年2月
	原子炉本体			最大反応度添加率検査	令和5年2月
	原子炉本体			反応度制御能力検査	令和5年2月
	原子炉本体			過剰反応度検査	令和5年2月
第12条 (材料及び構造)	原子炉本体	原子炉圧力容器		漏えい検査	令和5年1月
		スタンドパイプ	スタンドパイプ スタンドパイプクロージャ		
	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	中間熱交換器 1次加圧水冷却器 1次ヘリウム循環機 配管 弁		
原子炉冷却系統施設	補助冷却設備 (補助ヘリウム冷却系)	補助冷却器 補助ヘリウム循環機 配管 弁			

技術基準	施設区分	設備、機器等		検査項目	定期事業者検査予定	
第12条 (材料及び構造)	原子炉冷却系統施設	1次ヘリウム純化設備（純化系）	入口フィルタ プレチャコールトラップ 入口加熱器 酸化銅反応筒（CuOT） 冷却器 モレキュラーシーブトラップ（MST） コールドチャコールトラップ（CCT） ガス循環機用フィルタ ガス循環機 戻り加熱器 配管 弁	漏えい検査	令和5年1月	
		1次ヘリウム純化設備（再生系）	冷却器 ガス循環機 加熱器 配管 弁			
		試料採取設備（1次ヘリウムサンプリング設備）	圧縮機 弁 配管			
	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備（補助冷却水系）	補助冷却水加圧器 配管 弁	漏えい検査	令和4年11月	
	原子炉冷却系統施設	炉容器冷却設備	水冷管パネル 冷却器 サージタンク 配管 弁	漏えい検査	令和4年11月	
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	減衰タンク	漏えい検査	令和4年8月	
	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（原子炉建家）	洗浄廃液ドレン系廃液槽	漏えい検査	令和4年12月	
			機器ドレン系廃液槽			
	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（使用済燃料貯蔵建家）	床ドレン系廃液槽			使用済燃料貯蔵建家ドレン系廃液槽

技術基準	施設区分	設備、機器等		検査項目	定期事業者検査予定
第12条 (材料及び構造)	その他試験研究用等原子炉施設の附属施設	制御用圧縮空気設備	制御用主空気貯槽 制御用空気貯槽 主配管	漏えい検査	令和4年6月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	主配管 バッファタンク	漏えい検査	令和4年8月
	原子炉本体	スタンドパイプ	スタンドパイプ固定装置	外観検査	令和4年12月
	核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設	原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備	ライニング	保安記録確認検査(保安活動)	令和5年1月
第13条 (安全弁等)	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	主要弁	作動検査	令和4年8月, 10月
	原子炉冷却系統施設	2次ヘリウム冷却設備	主要弁	作動検査	令和4年8月, 10月
	原子炉冷却系統施設	加圧水冷却設備	主要弁	作動検査	令和4年8月, 11月
	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備(補助冷却水系)	主要弁	作動検査	令和4年8月
	原子炉冷却系統施設	炉容器冷却設備	主要弁	作動検査	令和4年8月
第15条 (放射性物質による汚染の防止)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設		処理能力検査	令和5年2月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	圧縮機	作動検査	令和4年8月
	原子炉本体	原子炉建家(床・壁)		保安記録確認検査(保安活動)	令和5年1月
第16条 (遮蔽等)	原子炉本体			遮蔽能力検査	令和5年2月
第17条 (換気設備)	その他試験研究用等原子炉施設の附属施設	換気空調設備 原子炉建家I系換気空調装置	排気A系統排風機	作動検査	令和4年6月
	その他試験研究用等原子炉施設の附属施設	換気空調設備 中央制御室系換気空調装置	循環送風機	作動検査	令和4年8月
	その他試験研究用等原子炉施設の附属施設	換気空調設備 中央制御室系換気空調装置	循環フィルタユニット	フィルタ捕集効率検査	令和4年8月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設		処理能力検査	令和5年2月
第19条 (溢水による損傷の防止)	一般構造	排水ポンプ 漏水検知器 ブローアウトパネル 漏えい防止用堰		保安記録確認検査(保安活動)	令和5年1月
第20条 (安全避難通路等)	一般構造	誘導標識 非常用照明 誘導灯 事故時用照明		保安記録確認検査(保安活動)	令和5年1月

技術基準	施設区分	設備、機器等		検査項目	定期事業者検査予定
第21条 (安全設備)	一般構造	排煙設備 火災検知設備（原子炉格納容器内） 内部火災対策機材（可燃物管理、初期消火活動、水素ガス滞留防止）		保安記録確認検査（保安活動）	令和5年1月
第25条 (核燃料物質取扱設備)	核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料交換機	作動検査	令和4年6月
	核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料出入機	作動検査	令和4年6月
	放射線管理施設	作業環境モニタリング設備（線量当量率モニタリング設備）	ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ	警報検査	令和5年1月
第26条 (核燃料物質貯蔵設備)	核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備貯蔵ラック	外観検査（未臨界性確認検査）	令和4年6月
	核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラック	外観検査（未臨界性確認検査）	令和4年6月
	核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備貯蔵プール	警報検査	令和4年6月
	放射線管理施設	作業環境モニタリング設備（線量当量率モニタリング設備）	ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ	警報検査	令和4年7月 令和5年1月
	核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備貯蔵プール		
	核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵建家内使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラック	外観検査（未臨界性確認検査）	令和4年6月
	核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	プール水冷却浄化設備	冷却能力確認検査	令和4年7月
	原子炉本体			遮蔽能力検査	令和5年2月
第27条 (一次冷却材処理装置)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設		処理能力検査	令和5年2月
第28条 (冷却設備等)	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備（補助ヘリウム冷却系）	補助ヘリウム循環機 回転数制御装置盤	作動検査	令和5年1月
		補助冷却設備（補助冷却水系）	補助冷却水循環ポンプ		
	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備（補助ヘリウム冷却系）	主要弁	作動検査	令和4年10月
	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備（補助冷却水系）	主要弁	作動検査	令和4年10月

技術基準	施設区分	設備、機器等		検査項目	定期事業者検査予定
第28条 (冷却設備等)	原子炉本体			総合検査	令和5年2月
	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	1次ヘリウム循環機 回転数制御装置盤	作動検査	令和5年1月
	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	主要弁	作動検査	令和4年8月, 10月
	原子炉冷却系統施設	2次ヘリウム冷却設備	2次ヘリウム循環機 回転数制御装置盤	作動検査	令和5年1月
	原子炉冷却系統施設	2次ヘリウム冷却設備	主要弁	作動検査	令和4年8月, 10月
	原子炉冷却系統施設	加圧水冷却設備	加圧水循環ポンプ	作動検査	令和4年11月
	原子炉冷却系統施設	加圧水冷却設備	主要弁	作動検査	令和4年8月, 11月
	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備 (補助冷却水系)	補助冷却水空気冷却器	作動検査	令和4年10月
	原子炉冷却系統施設	炉容器冷却設備	循環ポンプ	作動検査	令和4年11月
	原子炉冷却系統施設	1次ヘリウム純化設備 (純化系)	ガス循環機	作動検査	令和4年10月
			1次ヘリウム純化設備 (再生系)		
	原子炉冷却系統施設	1次ヘリウム純化設備 (純化系)	主要弁	作動検査	令和4年10月
			1次ヘリウム純化設備 (再生系)		
	その他試験研究用等原子炉 施設の附属施設	補機冷却水設備	循環ポンプ	作動検査	令和4年5月
			冷却塔ファン	作動検査	令和4年11月
原子炉本体			総合検査	令和5年2月	
第31条 (放射線管理施設)	放射線管理施設	作業環境モニタリング設備 (室内空気 モニタリング設備)	室内ガスモニタ 室内ダストモニタ	放射性物質濃度測定 検査	令和5年2月
	放射線管理施設	排気モニタリング設備	排気ガスモニタ 排気ダストモニタ		
	原子炉本体			線量当量率測定検査	令和5年2月
	放射線管理施設	作業環境モニタリング設備 (線量当量 率モニタリング設備)	ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ		
	原子炉本体				

技術基準	施設区分	設備、機器等		検査項目	定期事業者検査予定
第32条 (安全保護回路)	計測制御系統施設	安全保護回路 原子炉保護設備	安全保護ロジック盤 原子炉スクラム遮断器 スク ラム装置盤	作動検査	令和4年12月
		安全保護回路 工学的安全施設作動設備	安全保護シーケンス盤		
	計測制御系統施設	警報回路	警報表示装置盤		
	計測制御系統施設	原子炉計装	中性子計装盤 制御棒位置計装盤 補助冷却設備安全保護		
		その他の主要な計装	地震計 (安全保護系) 主冷却設備安全保護系計装盤 1次冷却材放射能計装盤 放射能計装盤 補助冷却設備安全保護系計装盤		
計測制御系統施設	原子炉制御設備	運転モード選択装置	作動検査	令和4年12月	
第33条 (反応度制御系統及び原子炉 停止系統)	計測制御系統施設	制御設備	制御棒 制御棒駆動装置	スクラム検査	令和5年1月
	計測制御系統施設	制御設備	制御棒 制御棒駆動装置	駆動速度検査	令和5年1月
	原子炉本体			原子炉停止余裕検査	令和5年2月
	原子炉本体			最大反応度添加率検査	令和5年2月
	原子炉本体			反応度制御能力検査	令和5年2月
	原子炉本体			過剰反応度検査	令和5年2月
	原子炉本体	スタンドパイプ	スタンドパイプ固定装置	外観検査	令和4年12月
	計測制御系統施設	非常用制御設備	後備停止系駆動装置	反応度抑制効果検査 (後備停止系)	令和4年12月
	計測制御系統施設	制御棒引抜阻止回路	原子炉出力制御装置	作動検査	令和5年1月
警報回路		警報表示装置盤			

技術基準	施設区分	設備、機器等		検査項目	定期事業者検査予定
第34条 (原子炉制御室等)	計測制御系統施設	中央制御室	中央制御盤	外観検査	令和4年11月
	計測制御系統施設	中央制御室	中央制御室外原子炉停止盤	外観検査	令和4年11月
	計測制御系統施設	中央制御室	プラント計算機	警報検査	令和4年6月, 9月, 12月
第35条 (廃棄物処理設備)	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (原子炉建家)	洗浄廃液ドレン系廃液槽	漏えい検査	令和4年8月
			機器ドレン系廃液槽		
			床ドレン系廃液槽		
	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (使用済燃料貯蔵建家)	使用済燃料貯蔵建家ドレン系廃液槽	外観検査	令和4年8月
	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (原子炉建家)	洗浄廃液ドレン系廃液槽		
			機器ドレン系廃液槽		
	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (使用済燃料貯蔵建家)	使用済燃料貯蔵建家ドレン系廃液槽	外観検査	令和4年8月
	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家 (床・壁・堰)		保安記録確認検査 (保安活動)	令和5年1月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設		処理能力検査	令和5年2月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	圧縮機	作動検査	令和4年8月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排風機	作動検査	令和4年8月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	フィルタユニット	フィルタ捕集効率検査	令和4年8月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	主要弁	作動検査	令和4年8月
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	減衰タンク	外観検査	令和4年8月
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	主配管 バッファタンク	漏えい検査	令和4年8月	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気筒	外観検査	令和4年8月	
第36条 (保管廃棄設備)	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物保管室		保安記録確認検査 (保安活動)	令和5年1月

技術基準	施設区分	設備、機器等		検査項目	定期事業者検査予定
第40条 (保安電源設備)	その他試験研究用等原子炉施設 の附属施設	非常用電源設備	非常用発電機 ガスタービン発電機	作動検査	令和4年12月
	その他試験研究用等原子炉施設 の附属施設	非常用電源設備	蓄電池 安全保護系用交流無停電電源 装置 充電器盤	作動検査	令和4年12月
	その他試験研究用等原子炉施設 の附属施設	全交流動力電源喪失時の対応機器（可搬型発電機、可搬型計器、燃料）		保安記録確認検査（保安活動）	令和5年1月
第41条 (警報装置)	計測制御系統施設	安全保護回路 原子炉保護設備	原子炉スクラム回路 安全保護 ロジック盤 原子炉スクラム遮断器 スクラ ム装置盤	作動検査	令和4年12月
		安全保護回路 工学的安全施設作動設備	工学的安全施設作動回路 安全 保護シーケンス盤		
	計測制御系統施設	警報回路	警報表示装置盤		
	計測制御系統施設	原子炉計装	中性子計装盤 制御棒位置計装盤 補助冷却設備安全保護計装盤		
		その他の主要な計装	地震計（安全保護系） 主冷却設備安全保護系計装盤 1次冷却材放射能計装盤 放射能計装盤 補助冷却設備安全保護系計装 盤		
	計測制御系統施設	原子炉計装	高温プレナム部温度計装盤 燃料破損検出装置 盤		
		その他の主要な計装	回転数振動計数盤 炉容器冷却設備計装盤 プラント制御装置 主冷却設備安全保護系計装盤 補助冷却設備安全保護系計装 盤 1次冷却材放射能計装盤		
計測制御系統施設	警報回路	警報表示装置盤	作動検査	令和4年11月	

技術基準	施設区分	設備、機器等		検査項目	定期事業者検査予定
第41条 (警報装置)	放射線管理施設	作業環境モニタリング設備 (線量当量率モニタリング設備)	ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ 事故時ガンマ線エリアモニタ	警報検査	令和5年1月
	放射線管理施設	排気モニタリング設備	排気ガスモニタ 排気ダストモニタ 事故時排気ガスモニタ		
	核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備貯蔵プール		
第42条 (通信連絡設備等)	その他試験研究用等原子炉施設の附属施設	所内通信連絡設備 (現場指揮所) 非常用放送設備 送受話器 (ページング) 敷地内の通信連絡設備 大洗研究所外通信連絡設備 大洗研究所内通信連絡設備		保安記録確認検査 (保安活動)	令和5年1月
第54条 (原子炉冷却材圧力バウンダリ)	原子炉本体	原子炉圧力容器	スタンバイパイプ スタンバイパイプクロージャ	漏えい検査	令和5年1月
		スタンバイパイプ			

技術基準	施設区分	設備、機器等		検査項目	定期事業者検査予定	
第54条 (原子炉冷却材圧力バウンダリ)	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	中間熱交換器 1次加圧水冷却器 1次ヘリウム循環機 配管 弁	漏えい検査	令和5年1月	
	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備（補助ヘリウム冷却系）	補助冷却器 補助ヘリウム循環機 配管 弁			
	原子炉冷却系統施設	1次ヘリウム純化設備（純化系）	入口フィルタ プレチャコールトラップ 入口加熱器 酸化銅反応筒（CuOT） 冷却器 モレキュラーシーブトラップ（MST） コールドチャコールトラップ（CCT） ガス循環機用フィルタ ガス循環機 戻り加熱器 配管 弁			
			1次ヘリウム純化設備（再生系）			冷却器 ガス循環機 加熱器 配管 弁
			試料採取設備（1次ヘリウムサンプリング設備）			圧縮機 弁 配管
	原子炉冷却系統施設	補助冷却設備（補助ヘリウム冷却系）	主要弁	作動検査	令和4年8月	
	原子炉本体			総合検査	令和5年2月	

技術基準	施設区分	設備、機器等		検査項目	定期事業者検査予定
第55条 (計測設備)	その他試験研究用等原子炉施設の附属施設	試料採取設備（1次ヘリウムサンプリング設備）	圧縮機	作動検査	令和4年11月
	その他試験研究用等原子炉施設の附属施設	試料採取設備（1次ヘリウムサンプリング設備）	主要弁	作動検査	令和4年11月
	計測制御系統施設	原子炉計装	燃料破損検出装置ガス圧縮機	作動検査	令和4年11月
第56条 (原子炉格納施設)	原子炉格納施設	原子炉格納容器附属施設	配管貫通部 隔離弁	作動検査	令和5年1月
	原子炉格納施設	原子炉格納容器		漏えい検査	令和5年1月
	原子炉格納施設	原子炉格納容器附属施設	燃料交換機ハッチ メンテナンスハッチ エアロック 熱電対交換ハッチ 非常用避難口 配管貫通部 貫通スリーブ 配管貫通部 貫通配管 配管貫通部 端板 配管貫通部 伸縮継手 配管貫通部 隔離弁 電線貫通部 貫通部スリーブ 電線貫通部アダプタ・ヘッダモジュール ダクト貫通部 貫通部スリーブ ダクト貫通部 貫通ダクト ダクト貫通部 貫通配管 ダクト貫通部 端板 ダクト貫通部 隔離弁		
	原子炉格納施設	原子炉格納容器附属施設	配管貫通部 隔離弁 ダクト貫通部 隔離弁	作動検査	令和5年1月
	原子炉格納施設	非常用空気浄化設備	排風機	作動検査	令和4年12月
	原子炉格納施設	非常用空気浄化設備	排気フィルタユニット	フィルタ捕集効率検査	令和4年9月
	原子炉格納施設	非常用空気浄化設備	ダクト	外観検査	令和4年11月
	原子炉格納施設	非常用空気浄化設備	主ダンパ	作動検査	令和4年11月
	原子炉格納施設	非常用空気浄化設備	排気管	外観検査	令和4年11月
	原子炉格納施設	サービスエリア		気密検査	令和4年12月

技術基準	施設区分	設備、機器等	検査項目	定期事業者検査予定
第58条 (多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)	その他試験研究用等原子炉施設の附属施設	可搬型発電機 可搬型計器 プール注水機材 (消防自動車、消防用吸管) 防護器材 建家目張り用機材 瓦礫撤去用工具	保安記録確認検査 (保安活動)	令和5年1月

様式4-6

令和 3 年度 施設管理目標の計画(対象施設: HTTR 原子炉施設及び HTTR 使用施設)

承認	確認	協議	策定	策定
所長	センター長	部長	放射線管理部長	高温工学試験 研究炉部長

## 【改定履歴】

制定: 制定日 令和 年 月 日 施行日 令和 年 月 日

改定3: 改定日 令和3年5月9日 施行日 令和3年6月1日 【理由】令和3年度の施設管理方針(品質方針)が周知され、それに基づく令和3年度の大洗研究所品質目標が周知されたため、昨年度の施設管理目標の実績等から本施設管理目標の評価した結果、見直しの必要が生じたため。

## 【備考】

施設管理目標	施設管理方針	管理尺度	目標値	達成レベル (達成のための施策)
①重要度が高い施設及び系統について適切な管理目標を設定し管理する。	(1) 安全確保を最優先とする。	確認頻度	四半期1回以上	施設管理の定量的な目標(施設管理の重要度が高い系統)について、対象施設が定量的な目標値を監視する。
②設備・機器が要求事項を満たすことを確実にする。		合格率	100%	HTR 原子炉施設及び HTR 使用施設の施設管理実施計画に基づき実施すべき使用前事業者検査及び定期事業者検査に対して合格し、設備・機器が要求事項を満たすことを確実にする。
③保全活動を実施する者の安全管理能力の向上に努める。		認定率(実際に保全活動をする課員に対する割合)	20%以上	保全活動を実施する課(HTR 運転管理課、HTR 技術課及び放射線管理第2課の HTR チーム)の要員(年間請負は除く)について、作業責任者に必要な作業責任者等の認定及び職長等教育等を受けている者を十分確保していること。
④法令及び保安規定を遵守し、施設管理に必要な保全活動を確実に実施する。	(2) 法令及びルール(自ら決めたことや社会との約束)を守る。	実施率(四半期毎の実施率)	80%以上	HTR 原子炉施設及び HTR 使用施設の施設管理実施計画に基づき、設備保全整理表で定めた点検の実施を確認し、計画の実施を確実にする。
⑤施設管理に関する情報を関係者間で十分な情報共有を行い、相互理解を深める。	(3) 情報共有及び相互理解に、不断に取り組む。	実施頻度	四半期1回以上	HTR 運転管理課長、HTR 技術課長及び放射線管理第2課長は、HTR 定例会議において HTR 原子炉施設及び HTR 使用施設の施設管理目標の状況について情報共有を行う。
⑥保全活動の継続的改善を行うため、保全活動をレビューする。	(4) 保安業務(運転管理、施設管理等)の品質目標とその活動を定期的にレビューし、継続的な改善を徹底する。	確認頻度	四半期1回以上	HTR 運転管理課長、HTR 技術課長及び放射線管理第2課長は、HTR 原子炉施設の保全活動の有効性評価の実施を確実にする。改善事項がある場合は改善の実施を確実にする。

【改定履歴】

	制改定日	施行日	改定理由
制定	令和2年8月17日	令和2年8月17日	令02原機(大安)024 令和2年5月11日にて申請中の保安規定が認可されるまで、暫定的に当該申請中の保安規定に基づき策定する。
改定1	令和3年1月5日	令和3年1月5日	令02原機(大安)024 令和2年5月11日にて申請中の保安規定が令和3年1月1日に施行されたため、本保安規定第6編第34条の2に基づき作成する。なお、内容の変更はない。
改定2	令和3年4月6日	令和3年4月6日	大洗研究所文書及び記録の管理要領が改定・施行(R3.4.1)されたため、表紙の様式の変更が必要となった。また、施設管理要領が改定・施行(R3.3.25)されるとともに、令和2年度の保全の有効性評価が実施(R3.3.29)されたため有効性評価を行った。なお、原子炉施設と使用施設の施設管理目標を統合した。

施設管理の定量的な目標  
(施設管理の重要度が高い系統)

承認	同意	同意	確認	作成		
高温工学試験研究炉部長	原子炉主任技術者	核燃料取扱主務者	放射線管理部長	放射線管理第2課長	HTTR技術課長	HTTR運転管理課長

改定番号	改定年月日	改定の内容	備考
0	令和2年4月1日	制定	
1	令和2年7月1日	放射線管理第2課所掌の放射線監視設備を追加統合	
2	令和3年3月11日	施設管理実施計画の変更に伴う設備機器の追加 核燃料物質使用施設等の定量的な目標を追加	

保全 重要度	定量的な目標を定めるべき主な設備・機器		機能	目標値
				(故障)：機能喪失 (時間)：非待機時間
高 又は 中	補助冷却設備		炉心冷却	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年
	炉容器冷却設備		炉心冷却	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年
	制御棒系		原子炉の緊急停止、未臨界維持	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年
	安全保護回路	原子炉保護回路	原子炉停止系への起動信号の発生	(時間) 24時間以下
		工学的安全施設作動設備	工学的安全施設への起動信号の発生	(時間) 24時間以下
	非常用制御設備(後備停止系)		未臨界維持	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年
	原子炉制御設備	プラント制御装置	プラント計測・制御(安全保護機能を除く。)	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年
	非常用空気浄化設備 *		放射性物質の閉じ込め、放射線の遮蔽及び放出低減	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年
	非常用電源設備 *	非常用発電機	安全上特に重要な関連機能	(時間) 24時間以下
		蓄電池及び交流無停電電源装置	安全上特に重要な関連機能	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年
	原子炉計装	中性子計装、制御棒位置計装、炉心差圧計装	プラント状態の把握	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年
	安全保護系のプロセス計装		プラント状態の把握	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年
	気体廃棄物の廃棄施設 *		放射性物質の貯蔵	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年
	液体廃棄物の廃棄設備 *	洗浄廃液ドレン系	放射性物質の貯蔵	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年
		機器ドレン系	放射性物質の貯蔵	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年
床ドレン系		放射性物質の貯蔵	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年	
制御用圧縮空気設備		安全上特に重要な関連機能	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年	
放射線監視設備(排気モニタ、エリアモニタ、室内ダストモニタ、室内ガスモニタ) *		異常状態への対応上必要な設備	(故障) 1回以下/四半期かつ2回以下/年	

設備の機能喪失(単一機能：件数 1回以下/四半期かつ2回以下/年、24時間連続機能維持：24時間以下)

\*：核燃料物質使用施設等の定量的な目標を定めるべき主な設備・機器

HTTR原子炉施設 施設管理実施計画  
(設備保全整理表、検査要否整理表)

令和3年12月

大洗研究所  
高温工学試験研究炉部HTTR運転管理課  
高温工学試験研究炉部HTTR技術課  
放射線管理部放射線管理第2課

承認	同意	確認	作成		
高温工学試験研究炉部長	原子炉主任技術者	放射線管理部部長	放射線管理第2課長	HTTR技術課長	HTTR運転管理課長

改定来歴

番号	改定日	主要な変更内容	承認	同意	確認	作成	備考
0	R2. 4. 1	初版作成					
1	R2. 12. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新検査制度に係る保安規定認可に伴い暫定運用の記載を変更</li> <li>・検査要否整理表、施設保全整理表を特別な保全から全項目の保全に変更</li> <li>・検査項目、点検頻度の見直し</li> </ul>					
2	R3. 7. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規制基準に係る保安規定施行に伴い設備補選整理表を見直し。</li> <li>・機構保全ガイド改正に伴う記載の適正化。</li> </ul>					
3	R3. 12. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備保全整理表の広領域中性子検出器の中長期保守について追記。その他記載の適正化</li> </ul>					

## I 目的

本計画は、HTTR原子炉施設の施設管理に当たり、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」(以下「試験炉規則」という。)第9条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)として定めたものである。

## II 始期及び期間に関すること(試験炉規則第9条第1項第4号イ)

- 1 高温工学試験研究炉部長は、保安規定第6編第6条の定めにより、毎年度、当該年度に先立ち、HTTR原子炉施設の「年間運転計画」を作成する。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 本年間運転計画に記載の定期事業者検査の始期を施設管理実施計画の始期とし、その期間は、次の定期事業者検査を開始する前の日までとする。

## III 設計及び工事に関すること(試験炉規則第9条第1項第4号ロ)

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設の修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、保安規定第2編第38条及び保安規定第6編第37条の定めにより、「修理及び改造計画」を作成し、それに基づき業務を実施する。
- 2 HTTR運転管理課長及び放射線管理第2課長は、前項の設計及び工事の実施に当たっては、大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書(以下「品質マネジメント計画書」という。)、高温工学試験研究炉部品品質保証に係る管理要領書及び放射線管理部品質保証に係る管理要領書に基づき、必要な手続きを行う。

## IV 巡視に関すること(試験炉規則第9条第1項第4号ハ)

- 1 HTTR運転管理課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第2編第35条、第6編第33条及び第39条並びに保安規定に基づき定める「HTTR運転手引」その他下部要領に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

## V 点検等の方法、実施頻度及び時期に関すること(試験炉規則第9条第1項第4号ニ)

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、当該施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期を整理した「施設保全整理表」及び「検査要否整理表」(以下、「整理表」という。)を作成する。なお、これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の「施設保全整理表」及び「検査要否整理表」に記載する点検、検査等の方法については、それらの手順を示した要領書等を示した索引番号等の表記に代えることができる。また、点検、検査等の時期については、IIの年間運転計画の記載に代えることができる。
- 3 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検、検査等の実施に当たっては、大洗研究所の「品質マネジメント計画書」、高温工学試験研究炉部品品質保証に係る管理

要領書及び放射線管理部品質保証に係る管理要領書に基づき、必要な手続きを行う。

- 4 検査においては、HTTR原子炉施設の「定期事業者検査実施計画書」及び「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査実施計画書」及び「使用前事業者検査要領書」に基づき、受検する。なお、検査の独立性については、大洗研究所の「品質マネジメント計画書」により確保する。

#### VI 工事、及び点検等を実施する際の保安確保のための措置（試験炉規則第9条第1項第4号ホ）

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、Ⅲの工事及びⅤの点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第2編第1章第2節及び第3節、「大洗研究所（北地区）放射線安全取扱手引」第3章、高温工学試験研究炉部品証に係る管理要領書並びに放射線管理部品質保証に係る管理要領書の定めにより、必要な措置を講じる。
- 2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、前項の措置に当たっては、大洗研究所の「品質マネジメント計画書」、高温工学試験研究炉部品品質保証に係る管理要領書及び放射線管理部品質保証に係る管理要領書に基づき、必要な手続きを行う。

#### VII 設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価に関すること（試験炉規則第9条第1項第4号ヘ）

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係るⅢの設計及び工事、Ⅳの巡視の結果並びにⅤの点検、検査等の結果について、確認及び評価を行う。
- 2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認及び評価に当たっては、大洗研究所の「品質マネジメント計画書」、高温工学試験研究炉部品品質保証に係る管理要領書及び放射線管理部品質保証に係る管理要領書に基づき、必要な手続きを行う。

#### VIII VIIの確認評価の結果を踏まえて実施すべき処置に関すること（試験炉規則第9条第1項第4号ト）

- 1 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、前条の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、必要な改善を行う。
- 2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、前項の改善の実施に当たっては、大洗研究所の「品質マネジメント計画」並びに「不適合管理及び是正処置並びに予防処置要領」及び「不適合事項等水平展開実施規則」（ただし、後二者については、未然防止処置として実施する予防処置に関する事項に限る。）に基づき、必要な手続きを行う。

#### IX 施設管理に関する記録に関すること（試験炉規則第9条第1項第4号チ）

HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するHTTR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係るⅡからⅧまでの業務に関する記録について、高温工学試験研究炉部若しくは放射線管理部の「文書及び記録の管理要領」に基づき、管理する。

定期事業者検査要否整理表 (HTR原子炉施設)

術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
			ガイドの例	自施設評価		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設(船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。)は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	地盤の安定性評価
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する地震力(試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	○ 同時確認	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・設備ごとに第12条(材料及び構造)に係る検査と同時に行う。	—
		2 耐震重要施設(試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。)に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○ 同時確認	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・設備ごとに第12条(材料及び構造)に係る検査と同時に行う。	—
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	△ 知見考慮	△ 知見考慮	・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	地盤の安定性評価
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。)によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	▲	—	・津波に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	—
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	●	【保安記録確認検査(保安措置)】 ・竜巻対策(飛来物管理)、森林火災対策(防火帯及び樹木の管理)、火山対策(降下火砕物除去資機材管理)、落雷対策(避雷針管理)について、保安記録確認を実施する。	・避雷設備 ・火山対策(資機材) ・森林火災対策(防火帯) ・竜巻対策(飛来物管理)
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・外部衝撃(人為事象)に係る防護施設や防護措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	—
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合には、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	—	—	・船舶用原子炉施設はない。	—
		4 試験研究用等原子炉施設は、航空機の墜落により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	—
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。)を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	●	●	【保安記録確認検査(防護措置)】 ・核物質防護規定に基づく点検について、保安記録確認を実施する。	核物質防護施設
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	・第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る検査と同時に行う。 ・【冷却材飽和値確認検査】 ・【総合検査】	・制御棒
		2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	—	—	・船舶用原子炉施設はない。	—
11	機能の確認等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	・関係条項の検査が行えることでもって代える。 ・設備ごとに設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計考慮(設備の多重化、系統隔離等)されていることを確認する。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施する。	—

定期事業者検査要否整理表 (HTTR原子炉施設)

12	材料及び構造	第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	●	●	【外観検査（構造、据付）等、保安記録確認検査（構造強度）】 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時に行う。 ・静的機器について、構造強度が確保されていること（劣化状況）の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の保安記録確認により行う。	—
		二 容器等の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	—
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	—
		ハ 適切な強度を有するものであること。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	—
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したもにより溶接したものであること。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	—
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。	●	●	【漏えい検査】 【保安記録確認検査（巡視）】 ・建家内の日常的な巡視の保安記録確認により行う。 （SFプールの、プール水冷却浄化設備）	・原子炉圧力容器その他1次冷却材内包する機器 ・2次系（He、水系）、補助冷、炉容器 ・廃棄物（気廃、液廃） ・SFプール、プール水浄化 ・制御用圧縮空気
3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならない。	▲	—	—	中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者は不要		
13	安全弁等	第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁（第十五条第二項において「安全弁等」という。）が必要な箇所に設けられていなければならない。	●	●	【作動検査（主要弁）】	・一次冷却設備、2次冷却設備、加圧水冷却設備、補助冷却水系、炉器冷却設備の安全弁等
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第十七条及び第三十五条に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	—
15	放射性物質による汚染の防止	第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	—
		2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	△ 同時確認	△ 同時確認	・第35条（廃棄物処理設備）に係る検査と同時に行う。	—
		3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。（管理区域内の床下に排水路はない。）	—
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。	●	●	【保安記録確認検査（壁・床）】 ・建家内の日常的な点検又は巡視のプロセス確認により行う。	・原子炉建家（壁・床）

定期事業者検査要否整理表 (HTTR原子炉施設)

16	遮蔽等	<p>第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。</p>	●	●	【遮蔽能力検査】	・原子炉建家
		<p>2 工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。</p>	●	●	【遮蔽能力検査】	・原子炉建家
		<p>二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。</p>	●	●	【遮蔽能力検査】	・原子炉建家
		<p>三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。</p>	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・遮蔽設備の構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	—
17	換気設備	<p>第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。</p>	●	●	【作動検査】 【フィルタ捕集効率検査】	・換気空調設備（原子炉建家） ・原子炉建家Ⅰ系A系統排風機、中央制御室系循環送風機 ・換気空調設備（原子炉建家） ・中央制御室系フィルタユニット
		<p>二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流のし難い構造であるものであること。</p>	○ 同時確認	○ 同時確認	・第35条（廃棄物処理設備）に係る検査と同時に行う。	—
		<p>三 ろ過装置を有する場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p>	○ 同時確認	○ 同時確認	・取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第1号に係る検査前条件（フィルタ交換）と同時に行う。	—
		<p>四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。</p>	○ 同時確認	—	・使用に当たり構造や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
19	溢水による損傷の防止	<p>第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	▲	●	【保安記録確認検査（溢水対策機器）】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	排水ポンプ、漏えい検知器等
		<p>2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体がふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。</p>	▲	●	【保安記録確認検査（漏えい防止用の堰等）】 ・建家内の日常的な点検又は巡視の保安記録確認により行う。	漏えい防止用の堰
20	安全避難通路等	<p>第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p>	●	●	【保安記録確認検査】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	安全避難通路 誘導標識
		<p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p>	●	●	【保安記録確認検査】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	非常用照明 誘導灯
		<p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	●	●	【保安記録確認検査】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	交流非常灯（保安灯） 蓄電池内蔵の照明 携帯用照明等（携帯用照明、可搬型の作業用照明、可搬型発電機）
21	安全設備	<p>第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。</p> <p>一 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、二以上の原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。</p>	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	—
		<p>二 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。）が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるように、当該システムを構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。</p>	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	—
		<p>三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。</p>	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	—

定期事業者検査要否整理表 (HTTR原子炉施設)

		<p>四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。</p> <p>イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。</p>	●	●	<p>【保安記録確認検査（可燃物管理等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建家内の日常的な点検又は巡視の保安記録確認により行う。</li> <li>・ 不燃性又は難燃性については、設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能に変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。</li> </ul>	—
		ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること。	●	●	<p>【保安記録確認検査（消火設備）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令消防設備点検の保安記録確認により行う。</li> </ul>	・ 火災感知設備、消火器、消火栓、二酸化炭素消火設備、排煙設備等、
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。	▲	●	<p>【保安記録確認検査（可燃物管理等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建家内の日常的な点検又は巡視の保安記録確認により行う。</li> <li>・ 火災区域及び火災区画については、設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能に変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。</li> </ul>	—
		五 前号ロの消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。	○ 知見考慮	●	<p>【保安記録確認検査（消火設備）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令消防設備点検の保安記録確認により行う。</li> </ul>	消火栓、二酸化炭素消火設備等
		六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること。	▲	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。</li> <li>・ 使用に当たり構造や機能に変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。</li> </ul>	—
22	炉心等	第二十二條 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	●	●	<p>【外観検査（炉心支持黒鉛構造物）】</p> <p>【保安記録確認（運転日数）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炉心支持黒鉛構造物について、燃料交換時に定期事業者検査を実施する。燃料交換の時期は、積算運転日数の保安記録確認により行う。</li> <li>・ 燃料体、制御棒案内ブロック、可動反射体ブロックについては、照射条件等を考慮して交換することとしているため、定期事業者検査は不要とする。</li> </ul>	炉心支持黒鉛構造物
		2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えられるものでなければならない。	●	●	<p>【外観検査（炉心支持黒鉛構造物）】</p> <p>【保安記録確認（運転日数）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炉心支持黒鉛構造物について、燃料交換時に定期事業者検査を実施する。燃料交換の時期は、積算運転日数の保安記録確認により行う。</li> <li>・ 燃料体、制御棒案内ブロック、可動反射体ブロックについては、照射条件等を考慮して交換することとしているため、定期事業者検査は不要とする。</li> </ul>	炉心支持黒鉛構造物
		3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されていなければならない。	●	●	<p>【外観検査（炉心支持黒鉛構造物）】</p> <p>【保安記録確認（運転日数）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炉心支持黒鉛構造物について、燃料交換時に定期事業者検査を実施する。燃料交換の時期は、積算運転日数の保安記録確認により行う。</li> <li>・ 燃料体、制御棒案内ブロック、可動反射体ブロックについては、照射条件等を考慮して交換することとしているため、定期事業者検査は不要とする。</li> </ul>	炉心支持黒鉛構造物
23	熱遮蔽材	第二十三條 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。	●	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者は不要</li> </ul>	—
		一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。	●	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者は不要</li> </ul>	—
		二 冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないこと。	●	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者は不要</li> </ul>	—
24	一次冷却材	第二十四條 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	●	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転前のヘリウム受入れ時の記録確認により行う。</li> </ul>	—

定期事業者検査要否整理表 (HTTR原子炉施設)

25	核燃料物質取扱設備	第二十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」と総称する。）を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。	●	—	・燃料交換機、燃料出入機は、使用に当たり構造（燃料体数の制限）や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が溶融しないものであること。	●	—	・燃料交換機、燃料出入機は、使用に当たり構造（燃料体数の制限）や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		四 取扱中に燃料体等が破損するおそれがないものであること。	●	●	【作動検査（燃料交換機等）】	・燃料交換機、燃料出入機
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	●	—	・燃料交換機、燃料出入機は、使用に当たり構造（燃料体数の制限）や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	●	—	・該当する容器がないため、定期事業者検査は不要。	—
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により燃料体等の落下を防止できること。	●	●	【作動検査（燃料交換機等）】	燃料交換機、燃料出入機
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	△ 同時確認	【警報検査（エリアモニタ）】 ・第26条（貯蔵設備）に係る検査と同時に行う。	放射線管理設備（エリアモニタ）
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	—	・崩壊熱を除去する必要があるため定期事業者検査は不要。	—
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。 二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有すること。	●	●	【未臨界性確認検査】	新燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵ラック（R/B）、使用済燃料貯蔵ラック（SF/B）
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	●	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。新燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵ラック（R/B）、使用済燃料貯蔵ラック（SF/B）は、使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	●	【警報検査（プール水、温度）】 ・第25条（核燃料物質取扱設備）に係る検査と同時に行う	・使用済燃料貯蔵ラック（R/B）
		2 使用済燃料その他高放射性的燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性的燃料体の被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。	▲	●	・使用済燃料貯蔵ラック（R/B）、使用済燃料貯蔵ラック（SF/B）は、使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要（腐食の可能性はない）	—
		二 使用済燃料その他高放射性的燃料体からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものであること。	●	△ 同時確認	【遮蔽能力検査】 ・第16条（遮蔽等）に関する検査と同時に行う。	・使用済燃料貯蔵ラック（R/B） ・使用済燃料貯蔵ラック（SF/B）
		三 使用済燃料その他高放射性的燃料体の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	●	●	【作動検査（冷却能力確認検査）】	・プール水冷却浄化設備
		四 使用済燃料その他高放射性的燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。	●	●	【保安記録確認検査（巡視）】 ・建家内の日常的な巡視の保安記録確認により行う。	SFプール
		ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	●	●	【警報検査（プール水位）】	・使用済燃料貯蔵プール（R/B）

定期事業者検査要否整理表 (HTTR原子炉施設)

27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	●	—	・気体廃棄物処理設備へのラインは設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の流体を循環させる設備	●	●	【作動検査 (HGC、主要弁)】	一次冷却設備1次ヘリウム循環機 2次ヘリウム冷却設備ヘリウム循環機
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあっては、運転時における原子炉容器の液位を自動的に調整する設備	●	—	冷却材がガスのため該当しない。	—
		三 密閉容器型原子炉（燃料体及び一次冷却材が容器（原子炉格納施設を除く。）内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。）にあっては、原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備	●	●	【総合検査】 ・第10条（試験研究用原子炉施設の機能と同時に行う。）	原子炉本体
		四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備	●	●	【作動検査 (圧縮機、主要弁)】	1次ヘリウム純化設備
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備	●	●	【作動検査 (ポンプ、主要弁)】	加圧水冷却設備
		六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備	●	●	【作動検査 (ポンプ、主要弁)】 【作動検査 (系統)】 【作動検査 (ポンプ、主要弁)】	炉容器冷却設備 補助冷却設備 (He系)
		七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	●	●	【作動検査 (ポンプ、ファン)】 【作動検査 (ポンプ、ファン)】	補助冷却設備 補助冷却設備 (水系)
		2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。	●	—	各設備は設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。	●	●	【総合検査】 ・第10条（試験研究用原子炉施設の機能と同時に行う。）	・原子炉本体
		31	放射線管理施設	第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	●	●
二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	●			●	【保安記録確認検査 (排水管理)】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施する。	環境監視線量計測課所掌
三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	●			●	【ガンマ線・中性子線エリアモニタの線量当量率測定検査】及び【室内モニタの放射性物質の濃度測定検査】	・エリアモニタ、室内モニタ
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。	●	●	【運動装置及び警報装置の作動検査】 定期的点検により設定値確認後作動検査を実施	・計測制御系統施設・安全保護回路の運動装置及び警報装置 ・計測制御系統施設・原子炉スクラム回路・工学的安全施設作動回路
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じる場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	●	○ 同時確認	・第1号及び41条（警報装置）の作動検査により行う。	・計測制御系統施設・安全保護回路の運動装置及び警報装置 ・計測制御系統施設・原子炉スクラム回路・工学的安全施設作動回路
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—

定期事業者検査要否整理表 (HTTR原子炉施設)

	六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	○ 同時確認	▲ 知見考慮	・安全保護回路は、ソフトウェアを用いた装置を使用していないことから、サイバーセキュリティを考慮する必要はない。 ・更新等に併い考慮が必要であれば検査に反映する。	—	
	七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—	
	八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	・第1号及び41条(警報装置)の作動検査により行う。 ・【作動検査】運転モード選択装置	・計測制御系統施設・安全保護回路の運動装置及び警報装置 ・計測制御系統施設・原子炉スクラム回路 ・工学的安全施設作動回路 ・運転モード選択装置	
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物(試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。)の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。 二 制御棒を用いる場合にあっては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。	●	●	【過剰反応度検査】 【反応度制御能力検査】 【原子炉停止余裕検査】	原子炉本体 制御棒系
		イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。	● 同時確認	●	【外観検査】 ・第12条(材料及び構造)と同時に検査する。	スタンドパイプ固定装置
		ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。	●	●	【作動検査(制御棒引抜阻止回路)】 【作動検査(制御棒の駆動速度)】 【最大反応度添加率検査】	計装設備・制御棒引抜阻止回路 制御棒系
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であって、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	△ 同時確認	●	【反応度抑制効果検査(後備停止系)】	計測制御系統施設・非常用制御設備・後備停止系駆動装置
		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	△ 同時確認	【スクラム検査】 【原子炉停止余裕検査】 【反応度制御能力検査】	制御棒系
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	△ 同時確認	【スクラム検査】 【原子炉停止余裕検査】 【反応度制御能力検査】	制御棒系
		四 制御棒を用いる場合にあっては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。	●	●	【原子炉停止余裕検査】	原子炉本体
		3 制御棒は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	● 同時確認	○ 同時確認	設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	制御棒
		4 制御棒を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御棒を駆動し得るものであること。	●	●	【作動検査(駆動速度)】	計測制御系統施設・制御設備・制御棒駆動装置
		二 制御棒を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御棒が反応度を増加させる方向に動かないものであること。	△ 同時確認	—	制御棒駆動装置の設計については、設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—		
5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象(試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。)に対して炉心冠水維持バウンダリを破壊せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	【反応度制御能力検査】 【最大反応度添加率検査】 【スクラム検査】	制御棒		
6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。	○ 同時確認	—	・制御棒系の設計については、設置許可審査及び設工認審査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—		

定期事業者検査要否整理表 (HTTR原子炉施設)

34	原子炉制御室等	第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉制御室が設けられていなければならない。	○同時確認	—	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。使用に当たり構造が変化しないため、定期事業者検査は不要	—
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない。	○同時確認	○同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・警報検査、インターロック検査等と同時に確認する。 【外観検査】	中央制御盤 プラント計算機
		3 原子炉制御室は、従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造でなければならない。	○同時確認	○同時確認	【保安記録確認検査】 ・定期的な点検の記録確認により行う。	安全避難通路の一部(制御室)
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	○同時確認	○同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第16条(遮蔽等)に係る線量当量率検査と同時に確認する。	—
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○同時確認	—	【外観検査】	中央制御室外原子炉停止盤
35	廃棄物処理設備	第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	●	●	【処理能力検査】 【作動検査(圧縮機、排風機、主要弁)】 【フィルタ捕集効率検査】  【漏えい検査】 第12条(材料及び構造)と同時に検査する。	廃棄施設・気体廃棄物の廃棄施設・圧縮機、排風機、主要弁、フィルタユニット
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	ドレンピットは最下位にあり構造上、放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の廃棄物を取扱う設備に逆流するおそれがないため、定期事業者は不要。	—
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。	●	●	【外観検査】	・廃棄施設・気体廃棄物の廃棄施設・減衰タンク、排気筒 ・廃棄施設・液体廃棄物の廃棄設備・廃液槽
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	○同時確認	・第1項第1号に係る検査と同時に行う。	廃棄施設・気体廃棄物の廃棄施設
		五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○同時確認	○同時確認	・取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第1号に係る検査前条件(フィルタ交換)と同時に行う。	—
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	—	・液体廃棄物は運転率により引き渡すため、該当設備がないため定期事業者検査は不要。なお、放射性廃液移送配管はない。	—
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。	●	—	・廃棄物処理施設へ引き渡すため当該施設なく、定期事業者は不要。	—
		2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備(液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。)が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	▲	●	【保安記録確認検査(床・壁)】 ・漏えい拡大防止のための床・壁の状況については、点検又は巡視の保安記録確認により行う。	床・壁
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物とその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。	▲	●	【保安記録確認検査(堰)】 ・漏えい拡大防止のための床・壁の状況については、点検又は巡視の保安記録確認により行う。	堰
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	▲	○同時確認	19条(溢水)に係る検査と同時に行う。	漏えい防止用の堰

定期事業者検査要否整理表 (HTTR原子炉施設)

36	保管廃棄設備	第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。 二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。	●	●	設工認及び使用前検査で確認、使用による容量が変化するものではない。	—
		三 前項熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	▲	●	【保安記録確認検査（巡視）】 ・漏えい防止のための構造については、巡視の保安記録確認により行う。	固体廃棄物保管室
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されたものでなければならない。	●	●	【保安記録確認検査（巡視）】 ・化学薬品等を含む固体廃棄物の保管廃棄について、点検又は巡視の保安記録確認により行う。	固体廃棄物保管室
		3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	▲	—	【保安記録確認検査（巡視）】 ・汚染拡大防止については、巡視の保安記録確認により行う。 ・該当設備はないため定期事業者検査は不要。	—
		第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等（試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。 二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。 三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	▲	—	・現状は、該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 ・設備設置後に行う。	—
38	実験設備等	四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全に必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。	△	—	・現状は、該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 ・設備設置後に行う。	—
		五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。	○	—	・現状は、該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 ・設備設置後に行う。	—
		第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	●	●	【作動検査】	・非常用電源設備・非常用発電機
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。	●	●	【作動検査】	・非常用電源設備・蓄電池及び安全保護系用交流無停電電源装置 ・モニタリングポスト用の無停電電源 ・非常用電源設備・蓄電池
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。	●	○	同時確認 ・第1項の検査と同時に確認する。	—
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	●	●	【作動・警報検査】 定期的点検により設定値を確認後、作動検査、警報検査を実施。	○作動検査 ・計測制御系統施設・安全保護回路の運動装置及び警報装置 ・計測制御系統施設・原子炉スクラム回路・工学的安全施設作動回路 ・計測制御系統施設・安全保護系回路以外の警報装置 ○警報検査 ・放射線管理施設・排気モニタリング設備・排気ガス及び排気ダストモニタ
42	通信連絡設備等	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	●	●	【保安記録確認検査（通信連絡設備）】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認により行う。	通信連絡設備（構内一斉放送設備、送受信器（ページング）、非常用放送設備（HTTR））
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。	●	●	【保安記録確認検査（通信連絡設備）】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認により行う。	通信連絡設備（所内、所外）

定期事業者検査要否整理表 (HTTR原子炉施設)

54	原子炉冷却材圧力バウンダリ	第五十四条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障に伴う衝撃、反応度の変化その他の要因による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。	○	●	【漏えい検査】	原子炉冷却材圧力バウンダリ
		2 原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置が設けられていなければならない。	○	●	【作動検査】	補助冷却設備・補助ヘリウム系・隔離弁
		3 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものでなければならない。	○	○ 同時確認	第1項に係る検査と同時に進行。	—
		4 試験研究用等原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。	○	○ 同時確認	【総合検査】 ・第10条（試験研究用原子炉施設の機能と同時に行う。）	原子炉本体
55	計測設備	第五十五条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。	○	●	・各検査に使用する計器の校正及び健全性確認は定期の点検で実施	○校正点検 計装（熱出力、中性子計装） ○絶縁抵抗測定 計装設備・中性子検出器、
		一 熱出力及び炉心における中性子束密度	○	○ 同時確認	・第1号の定期の点検で実施。・ペリオド短によりスクラムを期待していないのでペリオド計に係る検査は不要。	計器（中性子計装）
		二 炉周期	○	○ 同時確認	・第1号の定期の点検で実施。・ペリオド短によりスクラムを期待していないのでペリオド計に係る検査は不要。	計装（制御棒位置計装）
		三 制御棒の位置	○	●	・第1号の定期の点検で実施	計装（制御棒位置計装）
		四 一次冷却材に関する次の事項	○	●	・第1号の定期の点検で実施 【作動検査（FFD、1次ヘリウムサンプリング設備）】	○校正点検 ・計装（燃料破損検出装置、水分濃度 等） ○作動検査 ・燃料破損検出装置・圧縮機 ・1次ヘリウムサンプリング設備・圧縮機、 主要弁
		ロ 原子炉容器内の入口及び出口における温度、圧力及び流量	○	●	・第1号の定期の点検で実施	○校正点検 ・計装（原子炉入口及び出口、圧力、流量） ○絶縁抵抗測定 ・計装設備・高温プレナム部温度計装の熱電対
		五 二次冷却材に関する次の事項	○	●	・第1号の定期の点検で実施	・計装（加圧水放射能モニター、加圧水電気伝導度 等）
		ロ 一次冷却材の熱を取り出す熱交換器の入口及び出口における温度並びに入口における圧力及び流量	○	●	・第1号の定期の点検で実施	・計装（中間熱交換器、1次及び2次加圧水冷却器、補助冷却器等の入口及び出口、圧力、流量）
56	原子炉格納施設	2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータを、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。	○	○ 同時確認	第1項の各号において同時に確認する。	—
		第五十六条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉格納施設が設けられていなければならない。	○	●	【漏えい率検査】	原子炉格納施設・原子炉格納容器及び原子炉格納容器付属施設
		一 原子炉格納施設の内部における試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、その際に生ずるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。	○	○ 同時確認	第1号に係る検査で同時に確認する。	B種試験
二 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けていること。	○	○ 同時確認	【作動検査】 【気密検査】 【フィルタ捕集効率検査】	○作動検査 ・原子炉格納施設・非常用空気浄化設備及び主ダンパ ○気密検査 ・原子炉格納施設・サービスエリア ○外観検査 ・原子炉格納施設・非常用空気浄化設備・排気管、ダクト ○フィルタ捕集効率検査 ・原子炉格納施設・非常用空気浄化設備・フィルタユニット		
三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備を設けていること。	○	●				

定期事業者検査要否整理表 (HTR原子炉施設)

		四 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生ずる可燃性ガス及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生ずるおそれがある場合において、当該可燃性ガス及び酸素の濃度を低下させる設備を設けていること。	○	—	・格納容器体積の自由体積により制限しており、該当する設備はないため、定期事業者は不要。 ・なお、格納容器については、第1号により確認される。	—
		2 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならない。	○	○ 同時確認	・第1号に係る検査と同時に確認する。	—
		3 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、当該貫通箇所の内側及び外側の当該貫通所に近接した箇所にそれぞれ一個の閉鎖隔離弁（ロック装置が付されているものに限る。）又は自動隔離弁（隔離機能がない逆止め弁を除く。）（以下「隔離弁」と総称する。）が設けられていなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の内側及び外側に代え、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通所に近接した箇所に二個の隔離弁を設けていなければならない。	○	●	【作動検査】	原子炉格納施設・原子炉格納容器・配管貫通部及びダクト貫通部隔離弁
		4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であって、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に損壊するおそれがないもの（一次冷却系統設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）及び試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に構造上内部に液体が滞留することにより原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがないものには、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けられていなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けていなければならない。	○	○ 同時確認	第3項に係る検査と同時に確認する。	原子炉格納施設・原子炉格納容器・配管貫通部及びダクト貫通部隔離弁
		5 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生ずるおそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。	○	—	除外規定（設置不要）であるため、定期事業者は不要。 例えば、格納容器内圧力計装等が該当。	—
57	試験用燃料体	第五十七条 試験用燃料体は、次に掲げるものでなければならない。 一 試験計画の範囲内において、試験用燃料体の健全性を維持できない場合においても、燃料体の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。	○	—	・現状は、試験用燃料体がないため、定期事業者検査は不要である。 ・試験用燃料体制作後に行う。	—
		二 設計基準事故時において、試験用燃料体が破損した場合においても、試験研究用等原子炉を安全に停止するために必要な機能及び炉心の冷却機能を損なうおそれがないものであること。	○	—	・現状は、試験用燃料体がないため、定期事業者検査は不要である。 ・試験用燃料体制作後に行う。	—
		三 放射性物質の漏えい量を抑制するための措置が講じられているものであること。	○	—	・現状は、試験用燃料体がないため、定期事業者検査は不要である。 ・試験用燃料体制作後に行う。	—
		四 輸送中又は取扱中において、著しい変形が生じないものであること。	○	—	・現状は、試験用燃料体がないため、定期事業者検査は不要である。 ・試験用燃料体制作後に行う。	—
58	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第五十八条 試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	○	●	【保安記録確認検査（DBBA対策機器等）】 ・対策機器の管理状況について、点検又は巡視のプロセス確認により行う。	DBBA対策機器 （消防車、ホース、仮設計器、可搬型発電機）



HTTRの設備保全整理表（試験研究用等原子炉施設）

許可書記載事項	対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保守（通常の検査間隔12月間を超えない期間での保守）			備考	担当課室			
	大項目（施設）	中項目（設備）	小項目（機器）	小項目（詳細）	保全重要度	保全方式	事業者検査項目（●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書索引番号	点検頻度（付）は事後保全における自主的な点検	要領書索引番号	点検補修			更新計画	要領書索引番号	
イ. 位置 ロ. 一般構造	一般構造	原子炉建家			○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)				HTR運転管理課		
		使用済燃料貯蔵建家			○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)				HTR運転管理課		
		搬入建家			○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)				HTR運転管理課		
		機械棟			○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)				HTR運転管理課		
		冷却塔			○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)				HTR運転管理課		
		不法な侵入の防止			○低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	年次				選手1	HTR運転管理課		
		汚染の防止			○低	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01	年次				選手1	HTR運転管理課		
ハ. 原子炉本体 (1) 炉心	炉心	(原子炉停止余裕)					●原子炉停止余裕検査	HT-炉301	原子炉運転時					HTR運転管理課		
		(最大反応度追加率)					●最大反応度追加率検査	HT-炉302	原子炉運転時					HTR運転管理課		
		(反応度制御能力)						●反応度制御能力検査	HT-炉303	原子炉運転時					HTR運転管理課	
		(過剰反応度)						●過剰反応度検査	HT-炉401	原子炉運転時					HTR運転管理課	
		(冷却材飽和値)						◎冷却材飽和値検査	HT-炉501	原子炉運転時					HTR運転管理課	
		(線量当量率)						●線量当量率測定検査	HT-炉601						HTR運転管理課	
		(放射性物質濃度)						○放射性物質濃度測定検査	HT-炉602						HTR運転管理課	
		(総合検査)						●総合検査	HT-炉02	原子炉運転時					HTR運転管理課	
		(遮断能力)						●遮断能力検査	HT-炉603	原子炉運転時					HTR運転管理課	
		(2) 燃料体	燃料体	液状燃料粒子	1式		◎中	時間	●使用前事業者検査		使事後要領書					HTR技術課
燃料コンパクト	14個/燃料棒				◎中	時間	●使用前事業者検査		使事後要領書					HTR技術課		
黒鉛スリーブ	33又は31本/燃料棒				◎中	時間	●使用前事業者検査		使事後要領書					HTR技術課		
燃料棒	33又は31本/燃料棒				◎中	時間	●使用前事業者検査 ●受入時検査		使事後要領書、燃束検査					HTR技術課		
黒鉛ブロック	150体				◎中	時間	●使用前事業者検査 ●受入時検査		使事後要領書、燃束検査					HTR技術課		
燃料体(初装荷燃料体)	150体				◎中	時間									HTR技術課	
燃料体(2次燃料)	150体				◎低	事後				保安記録確認(運転実施計画のつど)	課制2 (外観)				HTR技術課	
原子炉容器	1式					●高	時間	◎漏えい検査	HT-炉01						HTR運転管理課	
原子炉圧力容器	1式					●高	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)				HTR運転管理課	
スタンドパイプ	1式					●高	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)				HTR運転管理課	
放射線遮へい体	1次遮へい	スタンドパイプ	1式		●高	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)				HTR運転管理課		
		スタンドパイプロージャ	1式		●高	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)				HTR運転管理課		
		スタンドパイプ固定装置	1式		●高	時間	◎外観検査	HT-炉002	定期事業者検査のつど、起動前	課制4 (校正)、選手1	外観点検(5定事後毎)				HTR運転管理課	
		防護支持梁	1式		○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)				HTR運転管理課		
		1次上部遮へい体	1式		◎中	時間	●遮断能力検査	HT-炉603	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTR運転管理課	
		上部生体遮へい体	1式		◎中	時間	●遮断能力検査	HT-炉603	定期事業者検査のつど(一部、燃束の開放のつど)	課制4 (外観)					HTR運転管理課	
		上部リング遮へい体	1式		◎中	時間	●遮断能力検査	HT-炉603	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTR運転管理課	
		中性子源	3個		○低	事後				保安記録確認(運転実施計画のつど)					HTR運転管理課	
		遮へいピン	2427本		○低	事後				保安記録確認(運転実施計画のつど)					HTR運転管理課	
		ニ. 燃料取扱施設 及び貯蔵施設 (1) 燃料取扱施設	核燃料物質取扱設備	燃料交換機	1基		◎中	時間	●作動検査	HT-炉702	燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施	課制4 (自動運転の点検)				HTR運転管理課
燃料出入機	21面				◎中	時間	●作動検査	HT-炉702	燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施	課制4 (自動運転の点検)				HTR運転管理課		
燃料出入機	1基				◎中	時間	●作動検査	HT-炉703	燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施	課制4 (自動運転の点検)				HTR運転管理課		
放射線モニタ	6面				◎中	時間	●作動検査	HT-炉703	燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施	課制4 (自動運転の点検)				HTR運転管理課		
内装機器(クレーン等)	1式				○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (校正、設定値、作動)				HTR運転管理課		
マニピュレーター	2基				○低	事後			(燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施)	課制4 (作動)				HTR運転管理課		
(2) 核燃料貯蔵設備	核燃料物質取扱設備			貯蔵セル	35基		◎中	時間	●外観検査【未臨界性確認検査】	HT-炉704		課制4 (外観)				HTR運転管理課
				貯蔵ラック	1式		○低	事後			(燃料制作計画に従い実施)	課制5 (外観)				HTR技術課
				新燃料組立検査室	1基		○低	事後			(IAEA検査のつど)	課制5 (作動)				HTR運転管理課
				新燃料取扱装置	1基		○低	事後			(燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施)	課制5 (作動)				HTR運転管理課
		不活性ガス置換装置	1基		○低	事後				課制5 (作動)				HTR運転管理課		
		貯蔵プール	◎中	時間	●警報検査(水位、温度、放射線)	HT-炉III 41, 27	定期事業者検査のつど	課制4 (校正、設定値)						HTR運転管理課		
		貯蔵ラック	63基		◎中	時間	●外観検査【未臨界性確認検査】	HT-炉705		課制4 (校正、設定値)					HTR運転管理課	
		ライニング	1式		◎中	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV01							HTR運転管理課	
		プール水冷却浄化設備													HTR運転管理課	
		プール水循環ポンプ	2台		○低	時間	●冷却能力確認検査	HT-炉701	定期事業者検査のつど	課制4 (漏えい、絶縁抵抗)	分解点検(5定事後毎)				HTR運転管理課	
プール水冷却器	2基		○低	時間	●冷却能力確認検査	HT-炉701	定期事業者検査のつど	課制4 (漏えい)	分解点検(5定事後毎)				HTR運転管理課			
配管	1基		○低	時間	●冷却能力確認検査	HT-炉701	定期事業者検査のつど	課制4 (漏えい)					HTR運転管理課			
フィルタ	1式		○低	時間	●冷却能力確認検査	HT-炉701	定期事業者検査のつど	課制4 (漏えい)					HTR運転管理課			
弁	59個		○低	時間	●冷却能力確認検査	HT-炉701	定期事業者検査のつど	課制4 (漏えい)					HTR運転管理課			
使用済燃料貯蔵建家内使用済燃料貯蔵設備													HTR運転管理課			
貯蔵セル	◎中	時間	●警報検査(温度、放射線)共用開始後	HT-炉III 42, 27	定期事業者検査のつど	設備共用開始後	課制4 (校正)						HTR運転管理課			
貯蔵ラック	30基		◎中	時間	●外観検査【未臨界性確認検査】	HT-炉706		課制4 (校正)					HTR運転管理課			
(3) その他	その他の設備	使用済燃料検査設備												HTR運転管理課		
		使用済燃料検査室	1式		○低	事後			(定期事業者検査のつど 設備共用開始後)	課制4 (外観)				HTR運転管理課		
		遮蔽壁	2層		○低	事後			(定期事業者検査のつど 設備共用開始後)	課制4 (作動)				HTR運転管理課		
		高放射線気体廃棄物処理系接続配管	1式		○低	事後			(定期事業者検査のつど 設備共用開始後)	課制4 (漏えい)				HTR運転管理課		
		洗浄液ドレン系接続配管	1式		○低	事後			(定期事業者検査のつど 設備共用開始後)	課制4 (漏えい)				HTR運転管理課		
		インセルモニタ	1式		○低	事後			(定期事業者検査のつど 設備共用開始後)	課制4 (校正、設定値、作動)				HTR運転管理課		
		責任計	1式		○低	事後			(定期事業者検査のつど 設備共用開始後)	課制4 (校正)				HTR運転管理課		
		床上ドアバルブ	2基		○低	事後			(燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施)	課制4 (作動)				HTR運転管理課		
		ガス置換装置	1基		○低	事後			(燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施)	課制4 (作動)				HTR運転管理課		
		使用済燃料貯蔵建家内附属機器													HTR運転管理課	
床上ドアバルブ	1基		○低	事後			(燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施)	課制4 (作動)					HTR運転管理課			
移送台車	1基		○低	事後			(法定点検(労安法))	課制4 (外観、作動、絶縁抵抗、校正)	法定点検(労安法:軌道装置)(1/3年)				HTR運転管理課			
ホ. 原子炉冷却系統 (1) 一次冷却設備	一次冷却設備	1次冷却設備												HTR運転管理課		
		中間熱交換器	1基		●高	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)				HTR運転管理課		
		1次加圧水冷却器	1基		●高	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)				HTR運転管理課		
		1次ヘリウム循環機	4台		●高	時間	◎漏えい検査、●作動検査	HT-炉01, 03	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (外観、絶縁抵抗)、選手1					HTR運転管理課	
		配管	1式		●高	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTR運転管理課	
		弁	131個(うち主要弁12個)		●高	時間	◎漏えい検査、◎作動検査	HT-炉01, 04	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTR運転管理課	
		貫通部冷却装置	1台		○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動)					HTR運転管理課	
		回転制御装置	4式		◎中	時間	●作動検査、○警報検査	HT-炉03, 21	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (作動、警報、設定値)、選手1					HTR運転管理課	
		充電器	4式		○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (作動)、選手1					HTR運転管理課	
		動力変圧器	3式		○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (絶縁抵抗)					HTR運転管理課	
		切替遮断器	4式		○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4、選手1(作動)					HTR運転管理課	
		ヒートレレス装置	3式		○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (絶縁抵抗)、選手1					HTR運転管理課	
		支持構造物	65台		○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)					HTR運転管理課	
		1次PNC供用期間中検査装置	1式		○低	事後			(ISI計画に従い実施)	課制4 (外観、作動)					HTR運転管理課	
		TRX供用期間中検査装置	1式		○低	事後			(ISI計画に従い実施)	課制4 (外観、作動)					HTR運転管理課	
		2次加圧水冷却器	1基		○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTR運転管理課	
		2次ヘリウム循環機	1台		◎中	時間	●作動検査	HT-炉05	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (外観、漏えい、絶縁抵抗)、選手1					HTR運転管理課	
		配管	1式		○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTR運転管理課	
		弁	42個(うち主要弁2個)		◎中	時間	○作動検査	HT-炉06	定期事業者検査のつど	課制4 (外観、漏えい、作動)	分解点検(安全弁)(定事後毎)					HTR運転管理課
		支持構造物	16台		○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)					HTR運転管理課	
回転制御装置	1式		◎中	時間	●作動検査、○警報検査	HT-炉05, 21	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (作動、警報、設定値)、選手1					HTR運転管理課			
充電器	1式		○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (作動)、選手1					HTR運転管理課			
切替遮断器	1式		○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (作動)、選手1					HTR運転管理課			

H T T R の設備保全整理表 (試験研究用等原子炉施設)

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階 (通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期保守 (通常の検査間隔 12月間を超える期間での保守)			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、 ○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 ( ) 付は事後保全における自主的な点検	要領書等 索引番号	点検補修			更新計画	要領書 索引番号	
(3) 非常用冷却設備	非常用冷却設備	補助冷却設備 (補助ヘリウム冷却系)	加圧水空気冷却器	6台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (外観、作動、絶縁抵抗)、選手1		高経年化(時期未定)			HTTR運転管理課	
			加圧水循環ポンプ	2台	◎中	時間	○作動検査	HT-炉07	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (外観、絶縁抵抗)、選手1		分解点検 (5定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課	
			加圧水加圧器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)		開放点検 (10定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課	
			配管	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい、肉厚)					HTTR運転管理課	
			弁	174個 (うち主要弁10個)	◎中	時間	○作動検査	HT-炉08	定期事業者検査のつど	課制4 (外観、漏えい)			分解点検 (安全弁) (定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課
			支持構造物	59台	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)						HTTR運転管理課
			補給水ポンプ	1台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (外観、作動)、選手1						HTTR運転管理課
			純水タンク	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)						HTTR運転管理課
			補助冷却器	1基	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTTR運転管理課
			補助ヘリウム循環機	2台	◎中	時間	◎漏えい検査、●作動検査	HT-炉01, 102	定期事業者検査のつど、月例、起動前、停止後	課制4 (外観)						HTTR運転管理課
	非常用冷却設備	補助冷却設備 (補助冷却水系)	配管	1式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTTR運転管理課	
			弁	47個 (うち主要弁11個)	◎中	時間	◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉01, 09	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTTR運転管理課	
			支持構造物	52台	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)					HTTR運転管理課	
			回転制御装置	2式	◎中	時間	●作動検査	HT-炉102	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (作動、警報、設定値)			高経年化(時期未定)			HTTR運転管理課
			補助冷却水空気冷却器	4台	◎中	時間	○作動検査	HT-炉10	定期事業者検査のつど、月例、起動前、停止後	課制4 (外観、作動)、選手1						HTTR運転管理課
			補助冷却水循環ポンプ	2台	◎中	時間	●作動検査	HT-炉102	定期事業者検査のつど、月例、起動前、停止後	課制4 (外観、作動、絶縁抵抗)、選手1			分解点検 (5定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課
			補助冷却水加圧器	1基	◎中	時間	●漏えい検査	HT-炉12	定期事業者検査のつど、月例	課制4 (外観)、選手1			開放点検 (10定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課
			配管	1式	◎中	時間	●漏えい検査	HT-炉12	定期事業者検査のつど、月例	課制4 (外観、肉厚)、選手1						HTTR運転管理課
			弁	80個 (うち主要弁9個)	◎中	時間	●漏えい検査、○作動検査	HT-炉11, 12	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)			分解点検 (安全弁) (定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課
			支持構造物	33台	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)						HTTR運転管理課
			補給水ポンプ	1台	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動)						HTTR運転管理課
炉容器冷却設備	炉容器冷却設備	補給水タンク	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)					HTTR運転管理課		
		水冷管パネル	1式	◎中	時間	●漏えい検査	HT-炉15	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTTR運転管理課		
		冷却器	2基	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉15	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTTR運転管理課		
		サージタンク	2基	◎中	時間	●漏えい検査	HT-炉15	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)			開放点検 (10定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課	
		循環ポンプ	4台	◎中	時間	●作動検査	HT-炉13	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (外観、絶縁抵抗)、選手1			分解点検 (5定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課	
		配管	1式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉16	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTTR運転管理課	
		弁	204個 (うち主要弁2個)	◎中	時間	○作動検査	HT-炉14	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)			分解点検 (安全弁) (定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課	
		入口フィルタ	1基	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTTR運転管理課	
		プレチャコールトラップ	1基	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTTR運転管理課	
		入口加熱器	1基	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTTR運転管理課	
(3) その他の主要な事項	その他の主要な事項	1次ヘリウム純化設備 (純化系)	酸化銅反応筒 (CuO1)	2基	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (外観、絶縁抵抗)、選手1				HTTR運転管理課		
			冷却器	1基	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTTR運転管理課	
			モレキュラーシーブトラップ (MST)	2基	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTTR運転管理課	
			コールドチャコールトラップ (CGT)	2基	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTTR運転管理課	
			ガス循環機用フィルタ	1基	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTTR運転管理課	
			ガス循環機	2台	◎中	時間	◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉01, 16	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (外観、絶縁抵抗)、選手1			分解点検 (3定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課
			戻り加熱器	1基	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (外観、絶縁抵抗)、選手1						HTTR運転管理課
			配管	1式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTTR運転管理課
			弁	220個 (うち主要弁16個)	◎中	時間	◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉01, 17	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTTR運転管理課
			窒素ガス配管ヒータ	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、絶縁抵抗)						HTTR運転管理課
			保温ヒータ	3基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、絶縁抵抗)						HTTR運転管理課
			電力調整器盤	4式	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (作動、警報、設定値)、選手1						HTTR運転管理課
			冷却器	1基	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTTR運転管理課
			ガス循環機	1台	◎中	時間	◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉01, 16	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (外観、絶縁抵抗)、選手1			分解点検 (3定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課
			加熱器	1基	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (外観、絶縁抵抗)、選手1						HTTR運転管理課
			配管	1式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉01	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTTR運転管理課
			弁	65個 (うち主要弁14個)	◎中	時間	◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉01, 17	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTTR運転管理課
			バス外配管ヒータ	2基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、絶縁抵抗)						HTTR運転管理課
			電力調整器盤	2式	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (作動、警報、設定値)、選手1						HTTR運転管理課
			冷水ポンプ	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (外観、作動、絶縁抵抗)、選手1						HTTR運転管理課
			冷水装置	2基	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (外観、作動、絶縁抵抗)、選手1						HTTR運転管理課
膨張タンク	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)						HTTR運転管理課			
配管	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)						HTTR運転管理課			
弁	76個	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観)						HTTR運転管理課			
2次ヘリウム純化設備 (純化系)	2次ヘリウム純化設備 (純化系)	入口フィルタ	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTTR運転管理課		
		入口加熱器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (外観、漏えい、絶縁抵抗)、選手1					HTTR運転管理課		
		酸化銅反応筒 (CuO1)	2基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTTR運転管理課		
		冷却器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTTR運転管理課		
		モレキュラーシーブトラップ (MST)	2基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTTR運転管理課		
		コールドチャコールトラップ (CGT)	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTTR運転管理課		
		ガス循環機用フィルタ	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTTR運転管理課		
		ガス循環機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (外観、漏えい、絶縁抵抗、作動)、選手1			分解点検 (3定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課	
		戻り加熱器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (外観、漏えい、絶縁抵抗)、選手1						HTTR運転管理課	
		配管	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)						HTTR運転管理課	
2次ヘリウム純化設備 (再生系)	2次ヘリウム純化設備 (再生系)	弁	91個 (うち主要弁13個)	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい、作動)					HTTR運転管理課		
		窒素ガス配管ヒータ	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (絶縁抵抗)						HTTR運転管理課	
		保温ヒータ	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (絶縁抵抗)						HTTR運転管理課	
		電力調整器盤	4式	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4、選手1 (作動、警報、設定値)						HTTR運転管理課	
		冷却器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)						HTTR運転管理課	
		ガス循環機	1台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (外観、漏えい、絶縁抵抗、作動)、選手1			分解点検 (3定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課	
		加熱器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (外観、漏えい、絶縁抵抗)、選手1						HTTR運転管理課	
		配管	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)						HTTR運転管理課	
		弁	49個 (うち主要弁12個)	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい、作動)						HTTR運転管理課	
		バス外配管ヒータ	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (絶縁抵抗)						HTTR運転管理課	
1次ヘリウム貯蔵供給設備	1次ヘリウム貯蔵供給設備	電力調整器盤	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4、選手1 (作動、警報、設定値)					HTTR運転管理課		
		貯蔵タンク	6基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTTR運転管理課		
		供給タンク	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTTR運転管理課		
		ヘリウム移送圧縮機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (外観、漏えい、絶縁抵抗、作動)、選手1			分解点検 (3定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課	
		配管	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)						HTTR運転管理課	
2次ヘリウム貯蔵供給設備	2次ヘリウム貯蔵供給設備	弁	130個 (うち主要弁5個)	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい、作動)					HTTR運転管理課		
		貯蔵タンク	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)						HTTR運転管理課	
		供給タンク	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)						HTTR運転管理課	
		ヘリウム移送圧縮機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4 (外観、漏えい、絶縁抵抗、作動)、選手1			分解点検 (3定事検査)		課制4 (分解)	HTTR運転管理課	
		配管	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)						HTTR運転管理課	
薬液注入設備	薬液注入設備	薬液注入ポンプ	1台	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい、作動)					HTTR運転管理課		
		ヒドランタンク	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、絶縁抵抗)						HTTR運転管理課	

HTTRの設備保全整理表（試験研究用等原子炉施設）

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保守（通常の検査間隔 12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室							
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立入確認、○抜取確認、 ○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 ( ) 付は事後保全における自主的な点検	要領書等 索引番号	点検補修			更新計画	要領書 索引番号					
	試料採取設備（1次ヘリウムサンプリング設備）	圧縮機	2台	◎中	時間	◎漏えい検査、○作動検査	HT-IP01, 18	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4（外観、絶縁抵抗）、選手1		分解点検（3定事後毎）		課制4（分解）	HTR運転管理課						
			弁	56個（うち主要弁2個）	◎中	時間	◎漏えい検査、○作動検査、	HT-IP01, 19	定期事業者検査のつど	課制4（外観）					HTR運転管理課					
			配管	1式	◎中	時間	◎漏えい検査、	HT-IP01	定期事業者検査のつど	課制4（外観）					HTR運転管理課					
			盤（制御盤、LP盤）	2面	○低	事後			（定期事業者検査のつど）	課制4（外観、絶縁抵抗）					HTR運転管理課					
			切換装置（バルブブラック）	5台	○低	事後			（定期事業者検査のつど）	課制4（外観、作動）					HTR運転管理課					
			ガスクロ	2台	○低	事後			（定期事業者検査のつど、起動前、停止後）	課制4（校正）、選手1					HTR運転管理課					
			グローブボックス	1台	○低	事後			（定期事業者検査のつど）	課制4（外観、機能）					HTR運転管理課					
			試料採取設備（2次ヘリウムサンプリング設備）	圧縮機	2台	○低	事後			（定期事業者検査のつど、起動前、停止後）	課制4（外観、漏えい、絶縁抵抗、作動）、選手1		分解点検（3定事後毎）		課制4（分解）	HTR運転管理課				
					弁	26個（うち主要弁1個）	○低	事後			（定期事業者検査のつど）	課制4（外観、作動）					HTR運転管理課			
					配管	1式	○低	事後			（定期事業者検査のつど）	課制4（外観、漏えい）					HTR運転管理課			
					盤（制御盤、LP盤）	2面	○低	事後			（定期事業者検査のつど）	課制4（外観、絶縁抵抗）					HTR運転管理課			
					切換装置（バルブブラック）	4台	○低	事後			（定期事業者検査のつど）	課制4（外観、作動）					HTR運転管理課			
					ガスクロ	1台	○低	事後			（定期事業者検査のつど、起動前、停止後）	課制4（校正）、選手1					HTR運転管理課			
					計装	原子炉計装	中性子計装	6式	◎高	時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（絶縁抵抗、静電容量）、選手1		W/M交換（440EFPD未滿）		課制4	HTR運転管理課	
								3式	◎高	時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（校正、設定値）、選手1					HTR運転管理課	
							制御棒位置計装	42個	◎高	時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201	定期事業者検査のつど	課制4（絶縁抵抗）					HTR運転管理課	
								3式	◎高	時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（校正、設定値）、選手1					HTR運転管理課	
			炉心差圧計装	3式			◎高	時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201	定期事業者検査のつど	課制4（校正）					HTR運転管理課			
3式	◎高	時間		◎作動検査、◎警報検査			HT-IP201	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（校正、設定値）、選手1					HTR運転管理課						
高温プレナム温度計装	28個	◎中	時間	◎警報検査				定期事業者検査のつど	課制4（絶縁抵抗）					HTR運転管理課						
	1式	◎中	時間	◎警報検査			HT-IP21	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（校正、設定値）、選手1					HTR運転管理課						
その他の主要な計装	安全保護系のプロセス計装	検出器	51台	◎高			時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201	定期事業者検査のつど	課制4（校正）				HTR運転管理課					
			6式	◎高			時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（外観、校正、設定値）、選手1				HTR運転管理課					
		放射能検出器	3式	◎高			時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201	定期事業者検査のつど	課制4（校正、設定値、警報）					HTR運転管理課				
			3式	◎高			時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201	定期事業者検査のつど	課制4（校正、設定値、警報）					HTR運転管理課				
		1次冷却材放射能	1式	◎高			時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201	定期事業者検査のつど	課制4（校正、設定値、警報）					HTR運転管理課				
			4式	○低			事後			定期事業者検査のつど	課制4（校正、設定値、漏えい）					HTR運転管理課				
		主冷却設備安全保護系計装	3式	◎高			時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201, 21	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（校正、設定値、警報）、選手1					HTR運転管理課				
			3式	◎高			時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201, 21	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（校正、設定値、警報）、選手1					HTR運転管理課				
		放射能計装	3式	◎高			時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（校正、設定値、警報）、選手1					HTR運転管理課				
			3式	◎高			時間	◎作動検査、◎警報検査	HT-IP201, 21	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（校正、設定値、警報）、選手1					HTR運転管理課				
(2) 安全保護回路	安全保護回路	原子炉保護設備	原子炉スクラム回路	2式	◎高	時間	◎●作動検査、◎●警報検査	HT-IP201, 201'	定期事業者検査のつど、月例、起動前	課制4（外観）、選手1				HTR運転管理課						
				1式	◎高	時間	◎●作動検査、◎●警報検査	HT-IP101, 201'	定期事業者検査のつど、月例、起動前	課制4（外観）、選手1				HTR運転管理課						
			工学的安全施設作動回路	22面	◎高	時間	◎●作動検査、◎●警報検査	HT-IP201, 201'	定期事業者検査のつど、月例、起動前	課制4（外観）、選手1					HTR運転管理課					
				2式	◎高	時間	◎●作動検査、◎●警報検査	HT-IP101, HT-IP22	定期事業者検査のつど、月例、起動前	課制4（外観）、選手1					HTR運転管理課					
			(3) 制御設備	制御設備	制御設備	制御棒	16対	◎高	時間	◎駆動速度検査、◎スクラム検査	HT-IP101, HT-IP22	△定期事業者検査のつど、○起動前	課制4（絶縁抵抗）、選手1（7R10-7作動）	分解点検（5定事後毎）		課制4（分解）	HTR運転管理課			
							16基	◎中	時間	◎駆動速度検査、◎スクラム検査	HT-IP101, HT-IP22	△定期事業者検査のつど、○起動前	課制4（絶縁抵抗）、選手1（7R10-7作動）	分解点検（5定事後毎）		課制4（分解）	HTR運転管理課			
						CRD試験操作盤	1面	○低	事後			（燃料交換、CRD分解点検等計画に従って実施）	課制4（作動）					HTR運転管理課		
							1基	○低	事後			（燃料交換前に実施）	課制4（作動）					HTR運転管理課		
						(4) 非常用制御設備	非常用制御設備	非常用制御設備	後備停止系駆動装置	16基	◎中	時間	◎作動検査	HT-IP304	定期事業者検査のつど、起動前、月例	課制4（絶縁抵抗）、選手1（作動（モータ、ブレイク電流の測定を含む））	分解点検（5定事後毎）		課制4（分解）	HTR運転管理課
										1式	○低	事後			（燃料交換前に実施）	課制4（作動）				
			(5) その他の主要な事項	その他の主要な事項	原子炉制御設備	運転モード選択操作器	1式	◎中	時間	◎作動検査	HT-IP34	起動前	選手1				HTR運転管理課			
							1式	◎中	時間			定期事業者検査のつど、起動前	課制4（校正、設定値、警報）、選手1					HTR運転管理課		
						プラント制御装置	7式	◎中	時間	◎総合検査	HT-IP02	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（校正、設定値、警報）、選手1					HTR運転管理課		
							1式	◎中	時間	◎作動検査	HT-IP20	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（設定値）、選手1					HTR運転管理課		
						警報回路	3式	◎中	時間	◎警報検査	HT-IP20, 21, 201	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（警報）、選手1					HTR運転管理課		
							1式	◎中	時間	◎外観検査	HT-IP071	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（校正、外観）、選手1					HTR運転管理課		
						中央制御室	2式	◎中	時間	◎外観検査	HT-IP072	定期事業者検査のつど、起動前	選手1（外観、作動）					HTR運転管理課		
							1式	◎中	時間	◎警報検査	HT-IP118	定期事業者検査のつど、起動前	選手1（設定値、警報）					HTR運転管理課		

HTTRの設備保全整理表（試験研究用等原子炉施設）

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保守（通常の検査間隔12月間を超えない期間での保全）			備考	担当課室				
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 方式	保全 要度	事業者検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、 ○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 ( ) 付は事後保全における自主的な点検	要領書等 索引番号	点検補修	更新計画			要領書 索引番号			
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設 (1) 気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物処理系	バフファンク	1基	◎中	時間	◎処理能力検査、○漏えい検査	HT-炉901, III25	定期事業者検査のつど	課制4 (外観、漏えい)					HTR運転管理課			
			減衰タンク	2基	◎中	時間	◎処理能力検査、○漏えい検査、外観検査	HT-炉801, II, III24	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
(2) 液体廃棄物の廃棄設備 (原子炉建家)	液体廃棄物の廃棄設備	洗浄廃液ドレン系	圧縮機	2台	◎中	時間	◎処理能力検査、○作動検査	HT-炉801, 24	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (外観、絶縁抵抗)、選手1	分解点検 (5定事検査毎)		課制4 (分解)		HTR運転管理課			
			配管	1式	◎中	時間	◎処理能力検査、○漏えい検査	HT-炉801, III25	定期事業者検査のつど	課制4 (外観、漏えい)					HTR運転管理課			
			弁	43個 (うち主要弁2個)	◎中	時間	◎処理能力検査、○作動検査	HT-炉801, III23	定期事業者検査のつど	課制4 (外観、作動)						HTR運転管理課		
			廃棄物放射能計装置	1式	○低	事後				(定期事業者検査のつど、起動前)	課制4 (校正、設定値、警報)、選手1					HTR運転管理課		
			フィルタユニット	2基	◎中	時間	◎処理能力検査、○捕集効率検査	HT-炉801, III22	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			排風機	2台	◎中	時間	◎処理能力検査、○作動検査	HT-炉801, III21	定期事業者検査のつど、起動前、停止後	課制4 (外観、絶縁抵抗)、選手1	分解点検 (5定事検査毎)				課制4 (分解)	HTR運転管理課		
			配管	1式	◎中	時間	◎処理能力検査、○漏えい検査	HT-炉801, III25	定期事業者検査のつど	課制4 (外観、漏えい)						HTR運転管理課		
			弁	21個 (うち主要弁3個)	◎中	時間	◎処理能力検査、○作動検査	HT-炉801, III23	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			排気筒	1基	◎中	時間	◎処理能力検査、○外観検査	HT-炉801, III26	定期事業者検査のつど、四半期	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			廃液槽	1基	◎中	時間	◎処理能力検査、○漏えい検査	HT-炉28, III27	定期事業者検査のつど	選手1						HTR運転管理課		
			廃液移送ポンプ	2台	○低	事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動、絶縁抵抗)	分解点検 (10定事検査毎)			課制4 (分解)	HTR運転管理課		
			配管	1式	○低	事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTR運転管理課		
			弁	22個 (うち主要弁1個)	○低	事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動、漏えい)					HTR運転管理課		
			漏えい検知器	1式	○低	事後				(定期事業者検査のつど 起動前)	課制4 (作動)、選手1					HTR運転管理課		
			ドレンピット	1基	○低	事後				(定期事業者検査のつど 起動前)	課制4 (外観、漏えい)、選手1					HTR運転管理課		
			ドレンピット (格納容器内)	1基	○低	事後				(定期事業者検査のつど 起動前)	課制4 (外観、漏えい)、選手1					HTR運転管理課		
			ドレンピットポンプ	1台	○低	事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動、絶縁抵抗)	分解点検 (10定事検査毎)			課制4 (分解)	HTR運転管理課		
			ドレンピットポンプ (格納容器内)	1台	○低	事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動、絶縁抵抗)	分解点検 (10定事検査毎)			課制4 (分解)	HTR運転管理課		
			共用施設	液体廃棄物の廃棄設備 (使用済燃料貯蔵建家)	使用済燃料貯蔵建家ドレン系	廃液槽	1基	◎中	時間	◎外観検査、○漏えい検査	HT-炉26, III27	定期事業者検査のつど	選手1					HTR運転管理課
						廃液移送ポンプ	2台	○低	事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動、絶縁抵抗)	分解点検 (10定事検査毎)			課制4 (分解)
配管	1式	○低				事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTR運転管理課		
弁	36個 (うち主要弁2個)	○低				事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動、漏えい)					HTR運転管理課		
廃液槽	2基	◎中				時間	◎外観検査、○漏えい検査	HT-炉26, III27	定期事業者検査のつど	選手1						HTR運転管理課		
廃液移送ポンプ	2台	○低				事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動、絶縁抵抗)	分解点検 (10定事検査毎)			課制4 (分解)	HTR運転管理課		
配管	1式	○低				事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTR運転管理課		
弁	37個 (うち主要弁2個)	○低				事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動、漏えい)					HTR運転管理課		
漏えい検知器	1式	○低				事後				(定期事業者検査のつど 起動前)	課制4 (作動)、選手1					HTR運転管理課		
廃液槽	2基	◎中				時間	◎外観検査、○漏えい検査	HT-炉26, III28	定期事業者検査のつど	選手1						HTR運転管理課		
廃液移送ポンプ	2台	○低				事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動、絶縁抵抗)	分解点検 (10定事検査毎)			課制4 (分解)	HTR運転管理課		
配管	1式	○低				事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、漏えい)					HTR運転管理課		
弁	31個	○低				事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (外観、作動、漏えい)					HTR運転管理課		
盤	1面	○低				事後				(日常点検等)	課制1 (外観)					HTR運転管理課		
漏えい検知器	1式	○低				事後				(定期事業者検査のつど)	課制4 (作動)、選手1					HTR運転管理課		
(3) 固体廃棄物の廃棄設備 子. 放射線管理施設 (1) 屋内管理用	固体廃棄物の廃棄設備	保管廃棄物保管室				容器本体 (タンク)	1式	○低	事後									廃棄物管理課
						受け皿	1式	○低	事後									廃棄物管理課
						弁	1式	○低	事後									廃棄物管理課
						計測機器	1式	○低	事後									廃棄物管理課
						フィルタ	1式	○低	事後									廃棄物管理課
			ポンプ類	1式	○低	事後									廃棄物管理課			
			配管類、回転機類	1式	○低	事後									廃棄物管理課			
			室内ガスマニタ	6台	◎中	時間	△保安記録確認検査	HT-炉IV03	日常点検等	運転1 (外観)						HTR運転管理課		
			室内ダストモニタ	2台	◎中	時間	○放射性物質の濃度測定検査	HT-炉602	年次	放2-1M-01						放射線管理第2課		
			ガンマ線エアモニタ	11台	◎中	時間	◎線量当量率測定検査、◎警報検査	HT-炉601, 27	年次	放2-1M-01						放射線管理第2課		
中性子線エアモニタ	1台	◎中	時間	◎線量当量率測定検査、◎警報検査	HT-炉601, 27	年次	放2-1M-01						放射線管理第2課					
事故時ガンマ線エアモニタ	2台	◎中	時間	◎警報検査	HT-炉27	年次	放2-1M-01						放射線管理第2課					
使用済燃料貯蔵建家ガンマ線エアモニタ	2台	○低	事後				(年次)	放2-1M-01					放射線管理第2課					
放射線サーベイ設備	サーベイメータ	表面汚染用2台、γ線用2台	○低	事後				(年次)	環監-SK-08					環境監視線量計測課				
(2) 屋外管理用	屋外管理用の主要な設備	排気モニタリング設備	排気ガスモニタ	2台	◎中	時間	○放射性物質の濃度測定検査、◎警報検査	HT-炉602, 27	年次	放2-1M-01					放射線管理第2課			
			排気ダストモニタ	2台	◎中	時間	○放射性物質の濃度測定検査、◎警報検査	HT-炉602, 27	年次	放2-1M-01					放射線管理第2課			
			事故時排気ガスモニタ	2台	◎中	時間	◎警報検査	HT-炉27	年次	放2-1M-01					放射線管理第2課			
			使用済燃料貯蔵建家排気ガスモニタ	1台	○低	事後				(年次)	放2-1M-01					放射線管理第2課		
			使用済燃料貯蔵建家排気ダストモニタ	1台	○低	事後				(年次)	放2-1M-01					放射線管理第2課		
			モニタリングポスト	14台	○低	事後										環境監視線量計測課		
			無体電源装置	23台	○低	事後										環境監視線量計測課		
			非常用発電機	12台	○低	事後										環境監視線量計測課		
			サーベイメータ	14台	○低	事後										環境監視線量計測課		
			(3) その他	その他	放射線監視	放射線監視	2面	○低	事後			(年次)	放2-1M-01					放射線管理第2課
ハンドフットクロスモニタ	3台	○低				事後				(年次)	放2-1M-01					放射線管理第2課		
ループロー	10台	○低				事後				(年次)	放2-NR-02					放射線管理第2課		
リ. 原子炉格納施設 (1) 原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器附属施設	燃料交換ハッチ	1式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉901	定期事業者検査のつど又は3定事ごと 起動前	課制4 (外観)、選手1					HTR運転管理課			
			メンテナンスハッチ	1式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTR運転管理課			
			エアロック	1式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTR運転管理課			
			熱電対交換ハッチ	1式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTR運転管理課			
			非常用避難口	1式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTR運転管理課			
			配管貫通部													HTR運転管理課		
			貫通部スリーブ	60式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			貫通配管	58式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			端板	44式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			伸縮継手	8式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			隔離弁	85個	◎中	時間	◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉104, 28, 902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			電線貫通部													HTR運転管理課		
			貫通部スリーブ	35式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			アダプタ・ヘッドモジュール	32式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			ダクト貫通部													HTR運転管理課		
			貫通部スリーブ	4式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			貫通ダクト	3式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			貫通配管	1式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			端板	1式	◎中	時間	◎漏えい検査	HT-炉902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			隔離弁	6個	◎中	時間	◎漏えい検査、○作動検査	HT-炉104, 28, 902	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
(2) その他の主要な事項	その他の主要な事項	サービスエリア	原	9個	◎中	時間	◎気密検査	HT-炉29	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTR運転管理課			
			貫通部													HTR運転管理課		
			貫通配管	86式	◎中	時間	◎気密検査	HT-炉29	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTR運転管理課			
			貫通ダクト	4式	◎中	時間	◎気密検査	HT-炉29	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)					HTR運転管理課			
			ダンパ	4個	◎中	時間	◎気密検査	HT-炉29	定期事業者検査のつど	課制4 (外観、作動)					HTR運転管理課			
			排気フィルタユニット	2基	◎中	時間	◎捕集効率検査	HT-炉III30	定期事業者検査のつど	課制4 (外観、絶縁抵抗)						HTR運転管理課		
			排風機	2台	◎中	時間	◎作動検査	HT-炉105	定期事業者検査のつど、月例、起動前	課制4 (外観、絶縁抵抗)、選手1	分解点検 (6定事検査毎)				課制4 (分解)	HTR運転管理課		
			ダクト	1式	◎中	時間	◎外観検査	HT-炉115								HTR運転管理課		
			ダンパ	2台 (うち主ダンパ2台)	◎中	時間	◎作動検査	HT-炉30	定期事業者検査のつど	課制4 (外観)						HTR運転管理課		
			排気筒	1式	◎中	時間	◎外観検査	HT-炉31								HTR運転管理課		

定期的な検査及び点検については、廃棄物管理課長策定の施設管理実施計画による。

定期的な検査及び点検については、環境監視線量計測課長策定の施設管理実施計画による。

HTTRの設備保全整理表（試験研究用等原子炉施設）

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保守（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、 ○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 ( ) 付は事後保全における自主的な点検	要領書等 索引番号	点検種別			更新計画
ヌ、その他の附属施設 (1) 非常用電源設備	非常用電源設備	非常用発電機	ガスタービン発電機	2台	◎中	時間	●作動検査	HT-炉103	定期事業者検査のつど、年次（消防法定点検）、月例、起動前	課制4（外観、絶縁抵抗）、選手1	分解点検（10定事後毎）	課制4（分解）	HTTR運転管理課	
			始動用空気槽	4基	○低	事後	(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）						
(2) その他の主要な事項	その他の主要な事項	補機冷却水設備	主燃料槽	2基	○低	事後			(年次（消防法定点検））	課制4（外観）	分解点検（3定事後毎）	課制4（分解）	HTTR運転管理課	
			燃料小出槽	2基	○低	事後			(定期事業者検査のつど、年次（消防法定点検））	課制4（外観）、法定点検				
			配管	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど、年次（消防法定点検））	課制4（外観）、法定点検				
			主燃料槽の支持構造物	1式	○低	事後			(年次（消防法定点検））	法定点検				
			始動用空気圧縮機	4台	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）				
			燃料移送ポンプ	4台	○低	事後			(月例、年次（消防法定点検））	課制4（作動）				
			弁	86個	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）				
			盤	2面	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）				
			防火ダンパ	1式	○低	事後			(年次（消防法定点検））	法定点検				
			蓄電池	蓄電池	108個	◎中	時間	●作動検査	HT-炉31	定期事業者検査のつど、月例、起動前				課制4、課制4（外観、比重測定、電圧測定）、選手1
			充電器盤	2式	◎中	時間	●作動検査	HT-炉31	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（外観、絶縁抵抗、警報）選手1				
			安全保護系用交流無停電電源装置	3式	◎中	時間	●作動検査	HT-炉31	定期事業者検査のつど、起動前	課制4（外観、絶縁抵抗、警報）選手1				
			循環ポンプ	4台	◎中	時間	○作動検査	HT-炉Ⅲ36	定期事業者検査のつど、6月毎、起動前	課制4、課制1（外観、絶縁抵抗、振動測定）、選手1				
			冷却塔	船体	2式	○低	事後		(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）				
			冷却ファン	4台	◎中	時間	○作動検査	HT-炉Ⅲ37	定期事業者検査のつど、6月毎、起動前	課制4、課制1（外観、絶縁抵抗、振動測定）、選手1				
			放水装置	2式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）				
			エリミネータ	2式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）				
			充填物	2式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）				
			配管	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観、漏えい）				
			弁	123個	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観、漏えい）				
補機冷却設備現場制御盤	2式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（設定値、警報、校正）							
一般冷却水設備	循環ポンプ	2台	○低	事後		(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1（外観、絶縁抵抗、振動測定）、選手1							
冷却塔	船体	1式	○低	事後		(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）							
冷却ファン	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1（外観、作動、絶縁抵抗、振動測定）、選手1							
放水装置	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）							
エリミネータ	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）							
充填物	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）							
配管	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観、漏えい、肉厚測定）							
弁	58個	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観、漏えい）							
薬液注入装置	薬液ポンプ	3台	○低	事後		(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則)2年ごと)	課制4（外観、絶縁抵抗、振動測定）、法定点検							
薬液タンク	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど、労働安全衛生法(特化物則)2年ごと)	課制4（外観、漏えい）、法定点検							
電気施設	常用高圧盤	1式	○低	事後		(電気工作物の定期点検のつど、月例、起動前)	課制3、課制1（外観、絶縁抵抗、作動）選手1							
パワーセンタ	4式	○低	事後			(電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制3、課制1（外観、絶縁抵抗、作動）							
モータコントロールセンタ	12式	○低	事後			(電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制3、課制1（外観、絶縁抵抗、作動）							
一般配電盤	1式	○低	事後			(電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制3、課制1（外観、絶縁抵抗、作動）							
保安灯・非常用照明盤	1式	○低	事後			(電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制3、課制1（外観、絶縁抵抗、作動）							
一般制御用電源盤	2面	○低	事後			(電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制3、課制1（外観、絶縁抵抗、作動）							
計算機用交流無停電電源装置	1式	○低	事後			(電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制3、課制1（外観、絶縁抵抗、作動）							
変圧器盤	2式	○低	事後			(電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制3、課制1（外観、絶縁抵抗、作動）							
使用済燃料貯蔵建屋電源盤	1式	○低	事後			(電気工作物の定期点検のつど、月例)	課制3、課制1（外観、絶縁抵抗、作動）							
配管	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4（外観、漏えい）、選手1							
弁	20個(うち主要弁2個)	○低	事後			(定期事業者検査のつど、起動前、停止後)	課制4（外観、漏えい）、選手1							
液体薬液貯蔵タンク	1基	○低	事後			(年次（高圧ガス保安法））	課制2（外観、漏えい、不等圧下）、法定点検、選手1							
配管	1式	○低	事後			(年次（高圧ガス保安法））	課制2（外観、漏えい）、法定点検							
弁	29個(うち安全弁4台)	○低	事後			(年次（高圧ガス保安法））	課制2（外観、漏えい）、法定点検							
加圧蒸発器	1基	○低	事後			(年次（高圧ガス保安法））	課制2（外観、漏えい）、法定点検							
換気空調設備（原子炉建屋）	格納容器再循環冷却装置	送風機	2台	○低	事後	(定期事業者検査のつど、起動前)	課制4、課制1（外観、作動、絶縁抵抗）選手1							
空調器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）							
ダンパ	14台	○低	事後			(年次)	課制1（外観）							
排風機	1台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1（外観、作動、絶縁抵抗、振動測定）、選手1							
排気フィルタユニット	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観、F <sub>2</sub> 捕集効率）							
ダクト	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）							
ダンパ	4台	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観、作動）							
原子炉建屋1系換気空調装置（A系統）	排気A系統排気フィルタユニット	2基	○低	事後		(定期事業者検査のつど)	課制4（外観、F <sub>2</sub> 捕集効率）							
排気A系統排風機	2台	○低	時間	○作動検査	HT-炉Ⅲ32	定期事業者検査のつど、6月毎、起動前	課制4、課制1（外観、絶縁抵抗、振動測定）、選手1							
排気系ダクト	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）							
ダンパ	91台	○低	事後			(年次)	課制1（外観）							
給気系統送風機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1（外観、振動測定）、選手1							
空調器	2基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）、選手1							
給気フィルタユニット	3基	○低	事後			(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4（外観）、選手1							
盤	1面	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）							
原子炉建屋1系換気空調装置（B系統）	排気B系統排気フィルタユニット	2基	○低	事後		(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4（外観、F <sub>2</sub> 捕集効率）							
排気B系統排風機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど 6月毎 共用開始以降、起動前)	課制4、課制1（外観、作動、絶縁抵抗、振動測定）、選手1							
排気B系統ダクト	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4（外観）							
排気B系統ダンパ	8台	○低	事後			(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4（外観）							
放射能測定室系換気空調装置	排気A系統排気フィルタユニット	1基	○低	事後		(定期事業者検査のつど)	課制4（外観、F <sub>2</sub> 捕集効率）							
排気A系統排風機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1（外観、作動、絶縁抵抗、振動測定）、選手1							
排気B系統排気フィルタユニット	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観、F <sub>2</sub> 捕集効率）							
排気B系統排風機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1（外観、作動、絶縁抵抗、振動測定）、選手1							
空調器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）、選手1							
送風機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1（外観、振動測定）、選手1							
盤	1面	○低	事後			(年次)	課制4（外観）							
中央制御室系換気空調装置	循環フィルタユニット	1基	○低	時間	○捕集効率検査	HT-炉Ⅲ34	定期事業者検査のつど							
循環送風機	2台	◎中	時間	○作動検査	HT-炉Ⅲ33	定期事業者検査のつど、6月毎、起動前	課制4、課制1（外観、絶縁抵抗、振動測定）、選手1							
外気処理器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）、選手1							
空調器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）、選手1							
送風機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1（外観、振動測定）、選手1							
排風機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1（外観、振動測定）、選手1							
ダンパ	21台	○低	事後			(年次)	課制1（外観）							
電気設備室系換気空調装置	送風機	2台	○低	事後		(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1（外観、振動測定）、選手1							
外気処理器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）、選手1							
空調器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）、選手1							
排風機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4（外観）、選手1							
ダンパ	145台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1（外観、振動測定）、選手1							
						(年次)	課制1（外観）							

HTTRの設備保全整理表（試験研究用等原子炉施設）

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保守（通常の検査間隔12月間を超える期間での保守）			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立入確認、◎採取確認、 ○記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 ○付は事後保全における自主的な点検	要領書等 索引番号	点検補修			更新計画	要領書 索引番号	
原子炉建家Ⅱ系換気空調装置	原子炉建家Ⅱ系換気空調装置	給気A系統空調器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)、選手1					HTTR運転管理課		
			給気A系統送風機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1(外観、振動測定)、選手1					HTTR運転管理課	
			排気A系統排風機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1(外観、振動測定)、選手1					HTTR運転管理課	
			給気A系統外気処理器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)、選手1					HTTR運転管理課	
			給気B系統送風機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1(外観、振動測定)、選手1					HTTR運転管理課	
			給気B系統外気処理器	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)、選手1					HTTR運転管理課	
			ダンパ	29台	○低	事後			(年次)	課制1(外観)						HTTR運転管理課
			盤	1面	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			冷凍機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1(外観、作動、振動測定)、選手1						HTTR運転管理課
			冷水ポンプ	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1(外観、作動、振動測定)、選手1						HTTR運転管理課
			冷水貯槽	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			盤	4面	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			冷凍機	1台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1(外観、作動、振動測定)、選手1						HTTR運転管理課
			冷水ポンプ	1台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1(外観、作動、振動測定)、選手1						HTTR運転管理課
			冷水貯槽	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
盤	2面	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)						HTTR運転管理課			
換気空調設備(冷却塔)	換気空調設備(冷却塔)	送風機	3台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎)	課制4、課制1(外観、振動測定)、選手1					HTTR運転管理課		
			排風機	3台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎)	課制4、課制1(外観、振動測定)、選手1					HTTR運転管理課	
			非常用換気ファン	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎)	課制4(外観)					HTTR運転管理課	
			ダンパ	10台	○低	事後			(年次)	課制1(外観)					HTTR運転管理課	
盤	1面	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観)						HTTR運転管理課			
換気空調設備(使用済燃料貯蔵建家)	管理区域換気空調装置	管理区域排気系統フィルタユニット	2基	○低	事後			(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4(外観、フィルタ補集効率)					HTTR運転管理課		
			管理区域排気系統排風機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎 共用開始以降)	課制4、課制1(外観、作動、絶縁抵抗、振動測定)	分解点検(5定事検毎) 共用開始後		課制4(分解)		HTTR運転管理課	
			管理区域排気系統ダクト	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4(外観)					HTTR運転管理課	
			管理区域給気系統送風機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4(外観)					HTTR運転管理課	
			管理区域給気系統空調器	2基	○低	事後			(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4(外観)					HTTR運転管理課	
			貯蔵セル排気系統フィルタユニット	3基	○低	事後			(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4(外観、フィルタ補集効率)					HTTR運転管理課	
			貯蔵セル排気系統排風機	2台	○低	時間	○作動検査(共用開始後)	HT-炉Ⅲ35	定期事業者検査のつど、6月毎 共用開始以降	課制4、課制1(外観、作動、絶縁抵抗、振動測定)	分解点検(5定事検毎) 共用開始後		課制4(分解)			HTTR運転管理課
			貯蔵セル排気系統主ダクト	1式	○低	事後			(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4(外観)					HTTR運転管理課	
			貯蔵セル給気系統給気フィルタユニット	3基	○低	事後			(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4(外観)					HTTR運転管理課	
			盤	1基	○低	事後			(定期事業者検査のつど 共用開始以降)	課制4(外観)					HTTR運転管理課	
使用済燃料貯蔵建家排気筒	制御用圧縮空気設備	空気圧縮機	2台	○低	事後			(定期事業者検査のつど、6月毎、起動前)	課制4、課制1、選手1(外観、作動、絶縁抵抗、振動測定)	分解点検(定事検毎)			課制4(分解)		HTTR運転管理課	
			前置空気ろ過器	2基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)					HTTR運転管理課	
			除湿器	2基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)					HTTR運転管理課	
			後置空気ろ過器	2基	○低	事後			(定期事業者検査のつど)	課制4(外観、漏えい)					HTTR運転管理課	
			制御用主空気貯槽	1基	◎中	時間	○漏えい検査	HT-炉32	定期事業者検査のつど	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			制御用空気貯槽	2基	◎中	時間	○漏えい検査	HT-炉32	定期事業者検査のつど	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			配管	1式	◎中	時間	○漏えい検査	HT-炉32	定期事業者検査のつど	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			弁	185台	○低	事後			(年次)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			空気圧縮機	1台	○低	事後			(月例、6月毎、起動前)	課制1(外観、作動、振動測定)、選手1						HTTR運転管理課
			一般用空気貯槽	1基	○低	事後			(年次)	課制1(外観)						HTTR運転管理課
一般用圧縮空気設備	空気ろ過器	配管	1式	○低	事後			(年次)	課制1(外観)						HTTR運転管理課	
			弁	55個	○低	事後			(年次)	課制1(外観)						HTTR運転管理課
			ろ過水受水槽	1基	○低	事後			(年次)	課制4(外観、絶縁抵抗)						HTTR運転管理課
			ろ過水ポンプ	2台	○低	事後			(年次)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			配管	1式	○低	事後			(年次)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			盤	1面	○低	事後			(年次)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			弁	11個	○低	事後			(年次)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			電気温水器	1台	○低	事後			(年次)	課制4(外観、絶縁抵抗)						HTTR運転管理課
			ポンプ	2台	○低	事後			(年次、6月毎)	課制4(外観、作動、絶縁抵抗、振動測定)						HTTR運転管理課
			盤	1面	○低	事後			(年次)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
淡水供給設備 (ろ過水供給設備)	ボイラー	配管	3台	○低	事後			(年次(消防法))	法定点検						HTTR運転管理課	
			弁	1式	○低	事後			(年次)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			弁	1式	○低	事後			(年次)	課制4(外観、作動)						HTTR運転管理課
			真空給水緩房ポンプ	2台	○低	事後			(年次)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			薬油タンク	1基	○低	事後			(年次(消防法))	法定点検						HTTR運転管理課
			排水ポンプ	4台	○低	事後			(年次(毒劇物規則))	課制4(外観、作動、絶縁抵抗)						HTTR運転管理課
			中和槽	1基	○低	事後			(年次(毒劇物規則))	課制4(外観、漏えい)						HTTR運転管理課
			薬液ポンプ	2台	○低	事後			(年次(毒劇物規則))	課制4(外観、作動、絶縁抵抗)						HTTR運転管理課
			配管	1式	○低	事後			(年次(毒劇物規則))	課制4(外観、漏えい)						HTTR運転管理課
			弁・コック	1式	○低	事後			(年次(毒劇物規則))	課制4(外観、漏えい、作動)						HTTR運転管理課
中和処理装置	薬液槽	盤	2基	○低	事後			(年次(毒劇物規則))	課制4(外観、漏えい)						HTTR運転管理課	
			盤	1面	○低	事後			(年次)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			通へい扉及び通へいハッチ	扉5面 ハッチ16個	○低	事後			(年次)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			天井クレーン	1基(No1:3基)	○低	事後			(月例(法定点検)、年次(法定点検))	課制3(法定点検)						HTTR運転管理課
			天井クレーン以外	17基	○低	事後			(月例(法定点検)、年次(法定点検))	課制3(法定点検)						HTTR運転管理課
			エレベータ	1基	○低	事後			(月例(法定点検)、年次(法定点検))	課制4(法定点検)						HTTR運転管理課
			酸欠警報装置	1基	○低	事後			(年次)	課制4(校正)						HTTR運転管理課
			出入管理装置	1式	○低	事後			(年次)	課制4(作動)						HTTR運転管理課
			ITV	1式	○低	事後			(日常点検等)	課制4(作動)						HTTR運転管理課
			安全弁試験装置	1式	○低	事後			(年次(高圧ガス保安法))	課制3(法定点検)						HTTR運転管理課
使用済燃料貯蔵建家	使用済燃料貯蔵設備貯蔵セル躯体	天井クレーン	1式	○低	事後			(日常点検等)	課制4(外観)						HTTR運転管理課	
			天井クレーン	1基(No16:2基)	○低	事後			(月例(法定点検)、年次(法定点検))	課制3(法定点検)						HTTR運転管理課
			制御棒交換機	1基	○低	事後			(燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施)	課制4(作動)						HTTR運転管理課
制御棒交換機	盤	交換機	3面	○低	事後			(燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施)	課制4(作動)						HTTR運転管理課	
			交換機	5基	○低	事後			(燃料交換、CRD分解点検等計画に従い実施)	課制4(外観)						HTTR運転管理課
			交換機	1基	○低	事後			(IS1計画に従い実施)	課制4(作動)						HTTR運転管理課
炉内構造物供用期間中検査装置	消火設備	自動火災報知設備	1式	○低	時間	△保安記録確認検査(使用前確認の次年から)	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検					HTTR運転管理課		
			火災受信機	1式	○低	時間	△保安記録確認検査(使用前確認の次年から)	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検					HTTR運転管理課	
			火災感知器	1式	○低	時間	△保安記録確認検査(使用前確認の次年から)	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検					HTTR運転管理課	
			屋外消火栓設備	1式	○低	時間	△保安記録確認検査(使用前確認の次年から)	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検					HTTR運転管理課	
			消火栓	1式	○低	時間	△保安記録確認検査(使用前確認の次年から)	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検						HTTR運転管理課
			屋内消火栓設備	1式	○低	時間	△保安記録確認検査(使用前確認の次年から)	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検						HTTR運転管理課
			消火栓	1式	○低	時間	△保安記録確認検査(使用前確認の次年から)	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検						HTTR運転管理課
			消火器	1式	○低	時間	△保安記録確認検査(使用前確認の次年から)	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検						HTTR運転管理課
			消火ポンプ	2式	○低	時間	△保安記録確認検査(使用前確認の次年から)	HT-炉IV01	6月毎(消防法)	法定点検						HTTR運転管理課
			二酸化炭素消火設備	4式	○低	時間	△保安記録確認検査(使用前確認の次年から)	HT-炉IV01	年次(消防法)	法定点検						HTTR運転管理課
			防火ダンパ	4式	○低	時間	△保安記録確認検査(使用前確認の次年から)	HT-炉IV01	年次(消防法)	法定点検						HTTR運転管理課
			放送装置	4式	○低	時間	△保安記録確認検査(使用前確認の次年から)	HT-炉IV01	年次(消防法)	法定点検						HTTR運転管理課
			吹出装置	4式	○低	時間	△保安記録確認検査(使用前確認の次年から)	HT-炉IV01	年次(消防法)	法定点検						HTTR運転管理課

HTTRの設備保全整理表（試験研究用等原子炉施設）

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階（通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査）				中長期保守（通常の検査間隔12月間を超える期間での保全）			備考	担当課室																	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、 ○記録確認、△保安記録確認)	要領書 番号	点検頻度 ( ) 付は事後保全における自主的な点検	要領書等 索引番号	点検補修			更新計画	要領書 索引番号															
多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止資機材	可搬型発電機	可搬型発電機	4台	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（機能、外観、員数）				HTTR運転管理課																	
										可搬型計器	1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（員数、校正）				HTTR運転管理課									
										プール注水資機材	1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観、員数）				HTTR運転管理課									
										消防自動車	1台			定期的な検査及び点検については、危機管理課長策定の施設管理実施計画による。									危機管理課							
										消防用吸音材	1本												危機管理課							
										防護器材	1式	○低	時間										△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観、員数）				HTTR運転管理課
										建築目張り用機材	1式	○低	時間										△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（員数）				HTTR運転管理課
										瓦礫撤去用工具	1式	○低	時間										△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観、員数）				HTTR運転管理課
										窒化ホウ素による原子炉停止用機材	1式	○低	時間										△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観）				HTTR技術課
										可搬型発電機	2台	○低	時間										△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（機能、外観、員数）				HTTR運転管理課
										可搬型計器	1式	○低	時間										△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（員数、校正）				HTTR運転管理課
										燃料（軽油）	370L	○低	時間										△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（数量）				HTTR運転管理課
										所内通信連絡設備（現場指揮所）																				
										固定電話	1台	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（員数、機能）					HTTR運転管理課								
										ファクシミリ	1台	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（員数、機能）					HTTR運転管理課								
										携帯電話	1台	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（員数、機能）					HTTR運転管理課								
										非常用放送設備																				
										一斉放送設備	1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	6月毎（消防法）	法定点検					HTTR運転管理課								
										送受器（ページング）	1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（機能）					HTTR運転管理課								
										敷地内の通信連絡設備																				
										構内一斉放送設備	1台												危機管理課							
										非常用発電機	1台												危機管理課							
										大洗研究所外通信連絡設備																				
										固定電話	1台												危機管理課							
										携帯電話	1台												危機管理課							
										ファクシミリ	1台												危機管理課							
										衛星携帯電話	1台												危機管理課							
大洗研究所内通信連絡設備																														
固定電話	1台												危機管理課																	
携帯電話	5台												危機管理課																	
ファクシミリ	1台												危機管理課																	
安全避難通路等																														
誘導標識	58個	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観）						HTTR運転管理課																	
非常用照明	常電圧内蔵：114台 非常用電圧：142台	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（機能）						HTTR運転管理課																	
誘導灯	116台	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次（消防法）	法定点検						HTTR運転管理課																	
事故時用照明																														
交流非常灯（保安灯）	222台	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（機能）						HTTR運転管理課																	
蓄電池内蔵照明	14台	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（機能）						HTTR運転管理課																	
携帯用照明等	機体用1本 作業用2台 可燃型非常用1台	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（員数、機能）						HTTR運転管理課																	
火山対策	降下火砕物除去資機材	スコップ、保護メガネ、防護マスク	1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観、員数）				HTTR運転管理課																	
外部火災対策	防火帯		1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観）				HTTR運転管理課																	
落雷対策	避雷設備	避雷針	1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（作動）				HTTR運転管理課																	
内部火災対策	排煙設備	排煙機	1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次（消防法）	法定点検				HTTR運転管理課																	
		吸込口	2式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次（消防法）	法定点検				HTTR運転管理課																	
可燃物管理	仮置可燃物保管用キャビネット		1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観）				HTTR運転管理課																	
初期消火活動機材	空気呼吸器、酸素濃度計、携帯用照明		1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（機能、員数）				HTTR運転管理課																	
水素ガス滞留防止機材	可搬型フロア、ダクト、水素濃度計		1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観、機能、員数）				HTTR運転管理課																	
火災検知設備（原子炉格納容器内）	熱感知設備		1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観、作動）				HTTR運転管理課																	
		煙感知設備	1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観、作動）				HTTR運転管理課																	
内部漏水対策	内部漏水対策機器	排水ポンプ	1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観、作動）				HTTR運転管理課																	
		漏水検知器	1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観、作動）				HTTR運転管理課																	
		ブローアウトパネル	1式	○低	時間	△保安記録確認検査（使用前確認の次年から）	HT-炉IV01	年次	課制4（外観）				HTTR運転管理課																	

定期的な検査及び点検については、危機管理課長策定の施設管理実施計画による。